

習志野市教育委員会第4回定例会

日時: 令和4年4月27日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 令和4年習志野市議会第1回定例会一般質問等について	(教育総務課) 1
(2) 新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について	(学校教育課・指導課) 2
※(3) 秋津小学校学校運営協議会委員の任命について	(指導課) 7
※(4) 臨時代理の報告について (習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)	(指導課) 8
(5) 匿名メール相談WEBアプリの運用について	(総合教育センター・ 指導課) 3
(6) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について	(社会教育課) 4
3 議決事項	
議案第14号 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について	(教育総務課) 5
※議案第15号 令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について	(教育総務課) 9
※議案第16号 習志野市史編さん委員会委員の委嘱について	(社会教育課) 10
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和4年5月25日(水)午後1時30分	6
5 その他	

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第4回定例会 議案概要

【報告事項(3)及び(4)並びに議案第15号及び議案第16号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

・令和4年習志野市議会第1回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について

・新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について、報告するものです。

報告事項(3)【非公開予定】

秋津小学校学校運営協議会委員の任命について

・秋津小学校学校運営協議会委員の任命について、報告するものです。

報告事項(4)【非公開予定】

臨時代理の報告について

(習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について)

・習志野市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(5)

匿名メール相談WEBアプリの運用について

・匿名メール相談WEBアプリの運用について、報告するものです。

報告事項(6)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

・放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、報告するものです。

議案第14号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

・これまで市長事務部局に準じて行ってきた職務専念義務の免除に係る事務を明確に規定するため改正するものです。

議案第15号【非公開予定】

令和4年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について

・習志野市教育委員会顕彰規程第6条第1項の規定により、令和4年度表彰状を授与するものを決定するものです。

議案第16号【非公開予定】

習志野市史編さん委員会委員の委嘱について

・習志野市史編さん委員会条例第3条第1項及び第2項の規定により、委嘱するものです。

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第1回定例会一般質問等について

令和4年習志野市議会第1回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和4年4月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
2月28日	1	藤崎 ちさこ (新社会の会)	該当なし		60	1
	2	央 重則 (環境みらい)	該当なし		60	
	3	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		60	
	4	市角 雄幸 (環境みらい)	3. 小中学校のICT化について (1)今年度のタブレットの活用状況について	総合教育センター	60	1
3月1日	5	中山 恭順 (環境みらい)	1. 教育行政について (1)小・中学校における不登校である児童・生徒の認知件数と理由・対応について (2)中学校入学年度における保護者の費用負担について	指導課 学校教育課	60	1
	6	飯生 喜正 (元気な習志野をつくる会)	3. 小中学校におけるヤングケアラーの把握について 小中学校におけるヤングケアラーの把握について伺う。	指導課	60	3
	7	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	2. 習志野市開発公社をはじめ市の外郭団体の今後について (2)公益財団法人 習志野文化ホール・習志野市スポーツ振興協会の役割と今後について	社会教育課・ 生涯スポーツ課	60	4
	8	荒原 ちえみ (日本共産党)	2. 習志野市市民プラザ大久保について (3)習志野市の文化財保護と展示できる郷土博物館の設置を求める 現在、市民プラザ大久保にある習志野市の歴史や所縁のある物や市民から寄せられた貴重な物品などを保管し展示など市民に公開できるようにしてほしい。大久保に所縁のある物は大久保の地に、その他習志野市にまつわる物などは郷土博物館を設置して保管、展示をすることを求めますがその見解を伺う。	社会教育課	60	4
3月2日	9	谷岡 隆 (日本共産党)	3. 特別支援教育について (1)習志野市の特別支援教育の現状と今後の方向性について 習志野市の特別支援教育の現状と今後の方向性について伺う。 (2)特別支援教育就学奨励費の保護者への案内と申請状況について 特別支援教育就学奨励費の保護者への案内が不十分ではないか。併せて、近年の申請状況を伺う。	指導課 学校教育課	60	5
	10	佐野 正人 (民意と歩む会)	該当なし		60	
	11	木村 孝浩 (公明党)	該当なし		60	
	12	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	
3月3日	13	小川 利枝子 (公明党)	1. 特別支援教育について (1)新年度における習志野市の特別支援教育について 昨年、第3回定例会において、教育委員会が思い描く将来展望を伺ったが、どこまで具現化される予定か、取り組みの成果を伺う。(総合教育会議の役割、人材の育成、専門性の確保、特別支援学級の充実、特別支援学校中学部や高等部の設置、他) 2. 公民館運営について (1)公民館運営の現状と実績・評価について 指定管理者制度が導入されて久しいが、現状と実績、利用者からの評価はどのようになっているのか伺う。	指導課 中央公民館	60	6
	14	真船 和子 (公明党)	該当なし		60	8
	15	入沢 俊行 (日本共産党)	該当なし		60	
	16	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		60	
3月4日	17	斉藤 賢治 (真政会)	1. 新型コロナウイルス感染症対策について (4)学校における取り組みについて	学校教育課	60	9
	18	木村 孝 (民意と歩む会)	該当なし		60	9
	19	佐々木 秀一 (真政会)	該当なし		60	

(請願・陳情)

日程	区分	議案名	担当課	頁
3月9日 (文教福祉 常任委員会)	陳情	第一カッターフィールド(秋津サッカー場)の天然芝維持を求める陳情	生涯スポーツ課	10

【教育委員会】令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	1	藤崎 ちさこ	新社会の会	こども部	こども政策課	福祉行政について	3			本答弁	3. 習志野市における子どもの権利条例制定に向けた取組について 大項目の質問は、市長答弁	-	-	
R4/1	1	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問3	「教育への権利」について 長引くコロナ禍において、子どもたちは勉強に大きな不安を抱えている。このような状況においても子どもたちの「教育を受ける権利」は保障する必要があると考える。昨年9月、オンライン授業を想定した準備をするよう要望した。教室での授業と全く同じにオンライン授業をすることは困難であることは理解するが、事前にしっかり準備をし、なるべく多くの時間、子どもが学習に向かう意欲を持つことができるようなオンライン授業を展開していただきたい。この冬の学級閉鎖・学年閉鎖時にオンライン授業の対応はどのようになされたのか伺う。 教育委員会としては、各小・中学校において、ICT機器を積極的に活用し、朝の会や帰りの会での健康確認や年間指導計画に基づいたオンライン授業を積極的に行うよう指導し、各校においても実践されている。一例を申し上げますと、国語や算数・数学等の主要教科では、タブレット端末の会議機能を用いた授業。また、共有機能を用いて家庭で取り組んだ課題を提出するといった取組が行われている。しかしながら、教室での対面授業と同様なオンライン授業を常時実施するには課題がある。また、様々な教科の学習内容に合わせたオンライン授業の準備が十分になかった状況も確認している。今後もオンライン授業の進め方や事前準備等について、この度の学級閉鎖等により新たに見えてきた課題を明確にし、改善を図る手立てについて情報共有を図っていく。ICT教育の質を高め、児童生徒が学習に向かう意欲をもち、学習を保障していくことができるよう、努めていく。	ICT教育の質を高め、児童生徒が学習に向かう意欲をもち、学習を保障していくことができるよう、努めていく。	未	
R4/1	1	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	子ども達の学習意欲を十分に引き出せるような取り組みを要望する。 -	課題を明確にし、意欲を引き出す指導法へ改善していく。	未	
R4/1	4	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 小中学校のICT化について (1)今年度のタブレットの活用状況について 今年度より導入した児童生徒1人1台のタブレット端末については、市内全ての小中学校において活用が進んでいるところである。年度当初においては、カメラを使用したり、インターネットを活用した調べ学習を行うなどのタブレット端末の機能を活用した授業を行っていた。学期が進むにつれ、WEB会議システムやパワーポイントを使用した協働学習を行うなど、各教科の特性に応じて活用は進化している。また、昨年9月の緊急事態宣言下において、主に感染の不安から登校を控える児童生徒に対して、学びを保障するため、希望する児童生徒にオンライン授業を行った。その期間で得たノウハウを生かし、新型コロナウイルスの感染拡大により、複数の学校で学級閉鎖が発生した1月以降も児童生徒の学びを止めることがないよう、オンライン授業を行っている。オンライン授業では、教室で授業を受けている児童生徒と同様に共有アプリに参加して、教室の児童生徒と一緒に授業を受けられるような取り組みを行っている学校もある。さらに、学校から発出される文書や、児童生徒の出欠連絡等の校務での活用にも範囲が広がっているところである。新年度からも、児童生徒の個に応じた学習活動や家庭との連携、さらには、教員の働き方改革にも繋がるよう、引き続き、タブレット端末の活用を進めていく。	タブレット端末の活用を継続していく。	済	
R4/1	4	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問1	現在、タブレット端末に導入されている学習用ソフトの導入状況はどのようになっているのか伺う。 現在、タブレット端末に共通してインストールされているものについては、ワード、エクセル、パワーポイントといった基本ソフトを導入している。その他、学校独自では、無料で使用できる学習ソフトとして、具体的には、プログラミング学習で利用するプログラミングソフトや音楽の授業等で演奏する鍵盤ソフト、そして、地震の伝わり方を学ぶためのシミュレーションソフトなどを活用している。このほかに、デジタルドリルと言われる、今までは従前の計算ドリルとしてペーパーだったものが、デジタルとして使え、授業で活用しているところである。これらの学校での独自の実践については総合教育センターが取りまとめを行い、授業事例の中で、各学校へアナウンスしている。	効果的に活用されているソフトを市内に広めていく。	済	
R4/1	4	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		再質問2	学習用ソフトについては、教育委員会が一括して購入して、各小学校や個人に提供できるようにするべきだと思っているが、来年度以降、教育委員会としては、学習用ドリル、デジタルドリルについて、どのように考えているのか伺う。 1人1台タブレット端末を児童生徒に配付し、その後、計算ドリル、AIドリル等を展開しているメーカーから学校の方に、1年間、試供・試作品ということで無料で提供されている。このようなことから、市内の小・中学校においては、様々なメーカーが違う形で導入され、活用が進んでいるという状況である。これを小・中学校で一つのメーカーにすることにより、コストパフォーマンスが出て、安価に導入できるというメリットもある。一方で、各学校で違うソフトを活用しているという状況から、子ども達の学びを深めていくために、ドリルとして、どれが一番最適であるのかということを検証しなければならないと考えている。そういう意味では、教育委員会として、タブレットを導入して2か年目に入る次年度については、この1年間取り組んできたAIドリルや計算ドリル、漢字について、その効果と検証をしっかりと行うとともに、子ども達のランドセルの重さも考えていかなければならない。タブレット端末の中にドリルが入ることによって、子ども達の荷物軽減にも繋がると考える。また、現在、学校副教材は保護者負担であることから、一括で購入することによって、現在よりも保護者負担が軽減されるといったメリットが複層的に出てくると思うので、次年度、しっかりと研究していきたいと考えている。	費用対効果、保護者の負担軽減等、研究をしていく。	未	
R4/1	4	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育について	3	(1)		要望	習志野市の場合は、現状で他の市より少し遅れているのではないかと考えている。無料版を使っている時に、来年度はどうするのかということをやったことなかつたわけで、来年度以降になつてやるということでは、対応が遅いと思う。是非とも共通のソフトを教育委員会で購入してほしい。 -	費用対効果、保護者の負担軽減等、研究をしていく。	未	
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 教育行政について (1)小・中学校における不登校である児童・生徒の認知件数と理由・対応について 令和4年1月末現在、不登校の児童生徒は小学校109名、中学校171名である。不登校の理由としては、学業不振や友人関係といった学校での問題、生活環境の急激な変化や親子関係といった家庭の問題、情緒不安や無気力など、本人の心の問題などが複合的に重なり合うことが考えられる。学校においては、不登校児童生徒や保護者の抱える悩みに耳を傾け、寄り添っていきけるよう、家庭訪問や電話連絡を行うなど、関係を密に取り合える体制を作っている。また、教員間において、不登校児童生徒の状況について共有を図り、組織的な対応がなされるよう、校内会議等を設けるとともに、不登校児童生徒の社会的自立や学習を支援するため、関係機関との連携を図っているところである。教育委員会では、学校から毎月報告を受け、状況を把握し、現状に応じた助言等を行うとともに、年3回開催する「小中学校生徒指導主任・長欠担当者合同会議」においては、学区の小中学校が連携した対応を図るための情報共有や講師による研修等を行っている。また、不登校児童生徒や保護者への支援として、総合教育センターでは相談員による訪問相談や適応指導教室での指導支援を実施している。さらには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子育て支援課等と連携を図っている。	教育委員会と学校が連携し、保護者・児童生徒に寄り添った丁寧な対応を行っていく。	済	

回	通告 №	議員名	党派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問1	小中学校でのいじめの認知件数・内容・対応について 令和3年度のいじめ認知件数は、令和4年2月時点で小学校が2,286件、中学校が91件となっている。いじめの内容については、からかいや冷やか、悪口が小中学校ともに一番多く、その他、たたき、けるなどの暴力、仲間外れや無視、持ち物へのいたずらなどが挙げられる。いじめ案件への対応については、学校においては、各校が定めた「いじめ防止基本方針」に則り、未然防止、早期発見に取り組んでいる。さらには、日頃の行動観察に加え、年3回のいじめアンケートの実施、また、定期的な教育相談を行い、いじめの現状把握に努めている。その結果、いじめを認知した際は、教職員が組織で迅速に対応し、被害を受けた児童生徒の安全の確保を最優先として、保護者と連携を密に取りながら解決に向けて当該行為の事実確認や児童生徒の指導に取り組んでいる。教育委員会としては、いじめの対応について、初動の段階より学校と協議し、指導、助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやいじめ問題対策委員等の助言を受けて解決に繋げるなど関係機関との連携を図っている。	令和3年度のいじめ認知件数は、令和4年2月時点で小学校が2,286件、中学校が91件となっている。いじめの内容については、からかいや冷やか、悪口が小中学校ともに一番多く、その他、たたき、けるなどの暴力、仲間外れや無視、持ち物へのいたずらなどが挙げられる。いじめ案件への対応については、学校においては、各校が定めた「いじめ防止基本方針」に則り、未然防止、早期発見に取り組んでいる。さらには、日頃の行動観察に加え、年3回のいじめアンケートの実施、また、定期的な教育相談を行い、いじめの現状把握に努めている。その結果、いじめを認知した際は、教職員が組織で迅速に対応し、被害を受けた児童生徒の安全の確保を最優先として、保護者と連携を密に取りながら解決に向けて当該行為の事実確認や児童生徒の指導に取り組んでいる。教育委員会としては、いじめの対応について、初動の段階より学校と協議し、指導、助言を行うとともに、必要に応じてスクールカウンセラーやいじめ問題対策委員等の助言を受けて解決に繋げるなど関係機関との連携を図っている。	教育委員会と学校が連携し、保護者・児童生徒に寄り添った丁寧な対応を行っていく。	済
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問2	いじめの加害者への対応について いじめの加害者への対応としては、先ほど答弁した通り、まずは、当該行為の事実について、客観的事実に基づき確認をする。確認した事実に基づき、被害者の心情に寄り添った指導をし、加害者に対しては反省を促すとともに、保護者と連携をとりながら、再発を防ぐための事後確認を継続して行っている。そのうえで、教職員も学校全体としてこれまでの指導を振り返り、再発防止へ向けて、被害者、加害者双方の心のケアを含めた教育相談の充実や複数の職員によるきめ細やかな指導といった具体的な対策をしている。	いじめの加害者への対応としては、先ほど答弁した通り、まずは、当該行為の事実について、客観的事実に基づき確認をする。確認した事実に基づき、被害者の心情に寄り添った指導をし、加害者に対しては反省を促すとともに、保護者と連携をとりながら、再発を防ぐための事後確認を継続して行っている。そのうえで、教職員も学校全体としてこれまでの指導を振り返り、再発防止へ向けて、被害者、加害者双方の心のケアを含めた教育相談の充実や複数の職員によるきめ細やかな指導といった具体的な対策をしている。	教育委員会と学校が連携し、保護者・児童生徒に寄り添った丁寧な対応を行っていく。	済
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育 について	1	(1)		再質問3	教育委員会会議において、小学校低学年における認知件数が多いことの報告がなされたが、そのことについて教育委員会の見解を伺う。 いじめアンケートの結果によると、小学校低学年ほどいじめの認知件数が高く、学年が上がるにつれて認知件数が減る傾向が例年続いている。小学校の低学年は、友達とのコミュニケーション能力や様々な事柄に対応していくことのできる力をこれから身につけていく発達段階である。成長するに従い、いじめとは認識しない内容であっても、いじめと捉える傾向があることが理由であると、教育委員会としては分析しているところである。しかしながら、いじめを訴えている児童生徒にとっては、大きな心の傷となっていることは間違いないと捉えている。以上のような状況を踏まえ、学校に対しては、いじめを訴えている児童生徒へ丁寧な対応をするよう、引き続き指導していく。	いじめアンケートの結果によると、小学校低学年ほどいじめの認知件数が高く、学年が上がるにつれて認知件数が減る傾向が例年続いている。小学校の低学年は、友達とのコミュニケーション能力や様々な事柄に対応していくことのできる力をこれから身につけていく発達段階である。成長するに従い、いじめとは認識しない内容であっても、いじめと捉える傾向があることが理由であると、教育委員会としては分析しているところである。しかしながら、いじめを訴えている児童生徒にとっては、大きな心の傷となっていることは間違いないと捉えている。以上のような状況を踏まえ、学校に対しては、いじめを訴えている児童生徒へ丁寧な対応をするよう、引き続き指導していく。	いじめを訴えている児童生徒へ丁寧な対応をするよう、引き続き指導していく。	済
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	1	(1)		再質問4	本人や家族に問題があったわけではないのに、学校に行きたくても行けず、フレンドあいあいへ通っている子供たちがいる。教育委員会はそのような子供たちへどのような支援を行っているのか。 本市では、様々な理由から学校に行きたくても行くことができない小学1年生から中学3年生までの児童生徒の居場所として、適応指導教室「フレンドあいあい」がある。「フレンドあいあい」でのカウンセリングや学習指導、小集団活動などを通して得られる喜びや満足感、子ども達の自己存在感や自己肯定感を高め、社会的自立や学校復帰への活力となっている。教育委員会としては、通学定期購入の際の通学証明書の発行により、家庭の負担軽減を図り、児童生徒が「フレンドあいあい」の活動に安心して臨めるよう支援している。	本人や家族に問題があったわけではないのに、学校に行きたくても行けず、フレンドあいあいへ通っている子供たちがいる。教育委員会はそのような子供たちへどのような支援を行っているのか。 本市では、様々な理由から学校に行きたくても行くことができない小学1年生から中学3年生までの児童生徒の居場所として、適応指導教室「フレンドあいあい」がある。「フレンドあいあい」でのカウンセリングや学習指導、小集団活動などを通して得られる喜びや満足感、子ども達の自己存在感や自己肯定感を高め、社会的自立や学校復帰への活力となっている。教育委員会としては、通学定期購入の際の通学証明書の発行により、家庭の負担軽減を図り、児童生徒が「フレンドあいあい」の活動に安心して臨めるよう支援している。	今後も支援を継続していく。	済
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	1	(1)		再質問5	フレンドあいあいではなく、フリースクールに通う児童生徒は、月謝・交通費など全て家庭負担である。いじめの加害児童生徒が学校に通って、いじめられて学校に行きたくても行けない児童生徒は、保護者が負担してフリースクールに通わせている。学校も責任について考えてもらったり、教育委員会会議でも考慮していく事案だと考える。そのあたり、どういう認識か伺う。 市内にもフリースクールがあることは承知している。フリースクールに通っている子ども達の教育、学びの保障についてどのように取り組んでいくのかについては、社会的な流れの中で今後しっかりと検討していかなくてはならない課題であると捉えている。これまでの議会の中でも質問があったフリースクールについて、どのように取り組んでいくか、今後研究を重ねていきたいと考えている。	フレンドあいあいではなく、フリースクールに通う児童生徒は、月謝・交通費など全て家庭負担である。いじめの加害児童生徒が学校に通って、いじめられて学校に行きたくても行けない児童生徒は、保護者が負担してフリースクールに通わせている。学校も責任について考えてもらったり、教育委員会会議でも考慮していく事案だと考える。そのあたり、どういう認識か伺う。 市内にもフリースクールがあることは承知している。フリースクールに通っている子ども達の教育、学びの保障についてどのように取り組んでいくのかについては、社会的な流れの中で今後しっかりと検討していかなくてはならない課題であると捉えている。これまでの議会の中でも質問があったフリースクールについて、どのように取り組んでいくか、今後研究を重ねていきたいと考えている。	今後、研究を重ねていく。	未
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	総合教育センター	学校教育 について	1	(1)		再質問6	教育委員会が認知している件数と実際の件数は乖離していると思う。現状だと隠れたいじめの件数は相当数出ているのではないかと。見つけるためにどうするのか、今後検討していただきたい。 教育委員会としては、本定例会で市長が次年度予算として提案している教育費の中に教育相談事業として、児童生徒に貸与しているタブレットに教育相談アプリを取り入れる。今自分が置かれている学校での状況を匿名で声を発することができ、また、隠れたいじめについての声も拾うことができると捉えている。次年度いじめについて速やかに発見・対応できるような取り組みをしていきたいと考えている。	教育委員会が認知している件数と実際の件数は乖離していると思う。現状だと隠れたいじめの件数は相当数出ているのではないかと。見つけるためにどうするのか、今後検討していただきたい。 教育委員会としては、本定例会で市長が次年度予算として提案している教育費の中に教育相談事業として、児童生徒に貸与しているタブレットに教育相談アプリを取り入れる。今自分が置かれている学校での状況を匿名で声を発することができ、また、隠れたいじめについての声も拾うことができると捉えている。次年度いじめについて速やかに発見・対応できるような取り組みをしていきたいと考えている。	いじめについて速やかに発見・対応できるような取り組みをしていく。	未
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		本答弁	1. 教育行政について (2) 中学校入学年度における保護者の費用負担について 習志野市立中学校において、入学時にかかる制服やジャージなど学校指定品の購入費用は、約6万円程度となっている。なお、入学年度にかかわらず、授業で使用する副教材費や校外学習費などの学校徴収金及び給食費など、月ごと、もしくは学期ごとの費用負担がそれぞれの年度で年額14万円程度となっている。	1. 教育行政について (2) 中学校入学年度における保護者の費用負担について 習志野市立中学校において、入学時にかかる制服やジャージなど学校指定品の購入費用は、約6万円程度となっている。なお、入学年度にかかわらず、授業で使用する副教材費や校外学習費などの学校徴収金及び給食費など、月ごと、もしくは学期ごとの費用負担がそれぞれの年度で年額14万円程度となっている。	-	-
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		再質問1	準要保護生徒より少し収入が高い生徒の家庭は、給食費等を支払うと可処分所得が準要保護の家庭より低くなる家がある。対処が必要ではないか。 準要保護制度では様々な世帯構成、子どもが小学生、中学生、高校生、どの発達段階であるのか、持ち家であるのか、賃貸なのか等によって細かく給付対象、所得基準が定められているということを考えると、どここの段階にすれば平等性があると言えるかは非常に難しい。一定の所得基準を単純に上げるような取り組みをすれば、ライン引きの内と外ではまた同じように不公平感が発生をするということもあるため、これについては教育委員会として、国で定めた基準に従い、しっかりと取り組みをすることによって、公平公正なこの給付ができていないものと捉えている。	準要保護制度では様々な世帯構成、子どもが小学生、中学生、高校生、どの発達段階であるのか、持ち家であるのか、賃貸なのか等によって細かく給付対象、所得基準が定められているということを考えると、どここの段階にすれば平等性があると言えるかは非常に難しい。一定の所得基準を単純に上げるような取り組みをすれば、ライン引きの内と外ではまた同じように不公平感が発生をするということもあるため、これについては教育委員会として、国で定めた基準に従い、しっかりと取り組みをすることによって、公平公正なこの給付ができていないものと捉えている。	-	-
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		再質問2	制服やジャージ等の学用品費は、就学援助の対象となっているのか伺う。 制服やジャージ等の学用品については就学援助の対象になっている。具体的には、中学校に新入学となる児童がいる準要保護世帯については、新入学児童生徒学用品費として入学時に必要な学用品購入のために現金にて6万円の支給を行っている。	制服やジャージ等の学用品費は、就学援助の対象となっているのか伺う。 制服やジャージ等の学用品については就学援助の対象になっている。具体的には、中学校に新入学となる児童がいる準要保護世帯については、新入学児童生徒学用品費として入学時に必要な学用品購入のために現金にて6万円の支給を行っている。	-	-

【教育委員会】令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		再質問3	制服は自由化を検討すべきではないか。	制服については、学校ごとに定めているものであり、教育委員会が一括して定めているものではない。制服の指定に関する法的な根拠というものはないが、指定をしている理由としては、私服であれば毎日洗濯をする、違う洋服を着たい、着せたい等により被服代がかかるので、経済的な負担の軽減、学校という集団への所属意識の醸成、授業や行事、卒業式や入学式等、儀式的なものにふさわしい服装といった事柄が挙げられる。平成30年3月19日付けの文部科学省における通知においても、「校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、制服の選定や制服の見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましい」と示されている。従って、制服を自由化してはいいかということについては、各学校長において、学区内における保護者をはじめとした関係者の意見を聴取した上で決定する内容であると捉えている。	-	-
R4/1	5	中山 恭順	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		再質問4	教育委員会会議で議論をして、地域の声を拾った教育委員会にしてほしい。	【教育長答弁】 制服や学用品のことに、どのような在り方がよいのかということについては、しっかりと協議できる場を学校に設置していかなければならないと認識している。その中で、どのような形が子ども達にとって一番良いことなのか検討していきたいと考えている。また、教育委員には会議のみにとどまらず、学校を訪問し、様子を見ていただいていることも理解していただきたい。	制服や学用品の在り方について、検討していく。	済
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			本答弁	3. 小中学校におけるヤングケアラーの把握について 小中学校におけるヤングケアラーの把握について伺う。	本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども、いわゆるヤングケアラーの問題については、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出ないよう、必要に応じて適切な支援をする必要がある。小中学校におけるヤングケアラーの把握については、家族の一員として手伝いをするといった行為との区別が難しく、児童生徒自身の認識にも違いがあることから、明確な件数等の調査は行っていない。しかしながら、こうした家庭の中には、当事者の意図や自覚を伴わず、養育放棄や心理的虐待に至っていることも考えられることから、小中学校においては、日々の学校生活の中において、児童生徒の行動や身だしなみ等の様子について注視している。また、定期的な生活アンケートや教育相談活動を通じた実態の把握にも努めている。このような中で、ヤングケアラーと思われる子どもを認知した場合においては、家庭に直接訪問し、生活の状況を聞き取り、スクールソーシャルワーカーや本市の子育て支援課と連携して支援ができる体制を整えている。教育委員会としては、児童生徒の等しく教育を受ける権利が守られているかという視点に立ち、児童生徒並びに教職員への啓発活動と当事者の状況把握のための組織的な対応について、指導、助言を行っている。	児童生徒及び教職員へ、ヤングケアラーについての啓発をしていく。	済
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問1	ヤングケアラーと思われる児童生徒の自己認識はあるのか伺う。教師及び関係職員が児童生徒と接する中でヤングケアラーと思われる事案があった場合、その児童生徒は自己認識をされているのか伺う。	令和3年に厚生労働省が全国規模の調査研究事業として「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」を実施している。その調査報告によると、世話をしている家族が「いる」と回答した児童生徒の約半数は、世話をしているも自分のやりたいことへの影響は特にないと回答しており、本人にヤングケアラーという認識がない者が多くいると報告されている。本市の小中学生においても、教育相談等で兄弟の面倒や家族の介護等をしているとの声があることは承知している。しかしながら、児童生徒の受け止めは、家族の一員として手伝いをしているものと認識している。	-	-
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問2	児童生徒本人から悩み相談等があるのか？あるのであればその件数について伺う。児童生徒から家族の問題（兄弟の面倒・家族の介護等）により困感し相談を受けたことはあるのか。	児童生徒本人からの悩み相談等の件数については、現在はヤングケアラーとしての明確な線引きのもとに集約をしていない。しかしながら、これまでに学校が行った複雑な問題を抱える家庭への対応の中に、ヤングケアラーに相当すると思われるケースがあると伺っている。事例としては、朝遅刻をするようになった児童生徒にその理由を尋ねてみると、保護者が病気になることで一部の家事を担わなければならない状態であることがわかったケースや、部活動をしばらく休部する旨の申し出があった生徒の理由として、保護者の仕事の都合により一定の期間において、幼稚園に兄弟を迎えに行くことになったケース等があった。	-	-
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問3	早期発見は厳しいと察するが、早期発見及び把握するためにどのような対応をされているのか伺う。	ヤングケアラーの早期発見については、学校における児童虐待の早期発見のための対応と同様に、児童生徒の様子を注意深く観察し、身だしなみ他、表情や生活行動等について、些細な変化を見逃さないようにしている。また、定期的なアンケートを通じて、家庭での生活の様子について聞き取り、個別の教育相談に繋げている。いずれの場合についても、疑いの段階で学校管理職、養護教諭等と情報共有し、組織的な対応を図っている。	-	-
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問4	福祉・介護・医療等の関係機関との連携について伺う。福祉・介護・医療等からの情報収集が予想されるが、その関係機関との連携は図られているのか。	ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であることや、児童生徒の中には家族の状況について知られることを恥ずかしいと思っている場合もあることから、その支援については、まず、学校が児童生徒の思いに寄り添い、どのような支援が必要なのか聞き取る必要がある。その上で、福祉・介護・医療等の関係機関との連携が必要と思われるケースにおいては、学校と教育委員会が協議し、子育て支援課と連携を図りながら、必要と思われる関係機関に繋いでいる。	今後も子育て支援課等の関係機関と連携を図っていく。	済
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	国は、ケアを必要とする人に関わる、医療・介護・福祉等の関係機関及び専門職員を対象としたヤングケアラーの概念、ヤングケアラーを発見するために配慮すべき事項について研修会を推進している。本市においても、早急に対応していただくことを要望する。	-	生徒指導担当会議等で概念について周知を図り、早期発見のための継続的な観察を実施していく。	済
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問5	スクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の支援について伺う。児童生徒の家庭内問題のため教職員による訪問相談が困難な場合はスクールソーシャルワーカー及び訪問相談員の支援は可能なのか。	教職員による家庭内問題への介入については、家庭の状況を知られたくない児童生徒や保護者もいることから、学校が単独で進めることが難しい場合があると認識している。その点において、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーや、児童生徒が所属する学校職員ではない訪問相談員等と連携することは大変有効である。これまで学校が行ってきた複雑な問題を抱える家庭への対応の中で、スクールソーシャルワーカーが家庭の状況を詳しく聞き取り、必要な支援と行政サービスを結び付けるといった事例が確認されているところである。	今後もスクールソーシャルワーカーや訪問相談員と連携を図っていく。	済

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			再質問6	ヤングケアラーの概念を周知させるための啓発活動について何う。児童生徒の自己認識が低い中でヤングケアラーを周知させるための啓発はされているのか。	厚生労働省の調査報告書によると、中高生の約8割以上がヤングケアラーという言葉を知ることがない」と回答しており、児童生徒自身のヤングケアラーについての認知度を高める必要がある。一方で、ケアをしている児童生徒の実態は様々であり、ケアをしていることを知られたくない児童生徒がいることも確かである。そうした状況に対して、自らがヤングケアラーであることを自覚させ、「今の状況について話を聞く」、または、「進路や就職など将来の相談にのる」といった支援につなげることが急務である。教育委員会としては、まず、教職員のヤングケアラーに関する認識を深め、早期発見と相談体制の充実に努めていく。併せて、児童生徒とその保護者についても啓発を進め、地域で見守る環境づくりを進めていく。	児童生徒及び教職員へ、ヤングケアラーについての啓発と教育相談体制の充実に努めていく。	済
R4/1	6	飯生 喜正	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	3			要望	悩みを打ち明ける児童生徒に対しては、生徒を介さず、保護者との相談が直接できるよう、教職員をはじめ、関係機関との連携を図っていくことを要望する。		相談した児童生徒の心情に寄り添い、関係機関と連携を図りながら保護者への相談活動を進め、必要な支援へ繋いでいく。	済
R4/1	7	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課 生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	2	(2)		本答弁	2. 習志野市開発公社をはじめ市の外郭団体の今後について (2) 公益財団法人習志野文化ホール・習志野市スポーツ振興協会の役割と今後について	はじめに、「公益財団法人習志野文化ホール」は、習志野市習志野文化ホールを管理運営するとともに文化芸術事業を行い、市民の文化芸術の振興に寄与することを目的に活動している。また、市内における各種芸術・文化活動を行う団体で組織する任意団体の「習志野市芸術文化協会」の事務局も担っており、市民の文化芸術活動の推進と支援に取り組んでいる。公益財団法人習志野文化ホールの今後については、令和5年3月31日をもって、当財団が指定管理者として管理運営している習志野文化ホールは休館することとなる。休館以降の財団の方向性は、財団の中で議論されることではあるが、教育委員会としても、現在、財団が担っている市民の文化芸術の振興や活動の支援に関する事業は、大変重要であると認識していることから、財団と共に検討していく。次に、「公益財団法人習志野市スポーツ振興協会」は、旧名称である習志野市体育協会、現在の習志野市スポーツ協会等のスポーツ関係団体と連携し、子どもから高齢者に至る幅広い層のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興に努めており、生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現を目指している。公益財団法人習志野市スポーツ振興協会の今後についても、財団の中で議論されることではあるが、これまでと同様、本市のスポーツ施設の管理運営や、スポーツ関係団体との連携を通して、スポーツの振興を推進するものと期待している。教育委員会は、両財団の活動を支えるとともに、本市の芸術文化及びスポーツ活動を推進していく。	引き続き両財団の活動を支えるとともに、文化ホール休館後の財団の在り方について、共に検討していく。	未
R4/1	7	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	生涯学習部	社会教育課 生涯スポーツ課	その他 (文教福祉関係)	2	(2)		要望	文化ホールとスポーツ振興協会はいずれも公益財団法人であり、近隣においては、スポーツ振興と芸術文化振興の役割を同一の財団が担っている事例もある。文化ホールの運営時には、スムーズな運営管理のために教育委員会としてどうあるべきか、そのあたりを踏まえたルール決めなど検討して欲しい。		両財団の統合も視野に、両財団と共に検討していく。	未
R4/1	8	荒原 ちえみ	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(3)		本答弁	2. 習志野市市民プラザ大久保について (3) 習志野市の文化財保護と展示できる郷土博物館の設置を求める 現在、市民プラザ大久保にある習志野市の歴史や所縁のある物や市民から寄せられた貴重な物品などを保管し展示など市民に公開できるようにしてほしい。大久保に所縁のある物は大久保の地に、その他習志野市にまつわる物などは郷土博物館を設置して保管、展示をすることを求めますがその見解を伺う。	教育委員会では、本市の歴史を多くの方が身近に感じ、郷土愛が育まれるよう、埋蔵文化財の発掘調査による出土品のほか、古文書や文献、写真、民俗資料などの文化財や歴史資料の調査、収集、保護、保存を行うとともに、市の歴史や文化に対する市民の理解を深め、市民に身近に感じていただけるよう、展示に努めている。しかしながら、現在、市民プラザ大久保にある歴史や所縁のあるものや市民から寄附されたとされる物品は、現指定管理者の所有物であると認識しており、本市への寄附や保存の申し出については、教育委員会での価値を確認し、必要があれば所定の手続きを経て対応していく。なお、本市は郷土資料館や博物館は設置していないが、旧本大久保保育所に移転した「埋蔵文化財調査室」や市庁舎5階にある「市史編さん室」を中心に文化財や歴史資料を保存し、それらを活用して、市庁舎1階展示コーナーや総合教育センターにおいて展示を行っている。本年4月以降には、埋蔵文化財調査室でも展示を行い、市民に見学していただく予定である。このように、本市では既存施設を活用して、文化財や歴史資料の保存、展示に努めている。特に展示に関しては、今年度は企画展として、市庁舎1階展示コーナーで、昨年8月に「下総三山の七年祭展」を、10月から11月にかけては本市で初めて出土した「縄文人の全身骨格写真パネル展」を開催した。パネル展は、テレビや新聞などのメディアでも取り上げられ、多くの方に関心を持っていただいた。さらに、本年2月からは、市民から寄附された古地図や写真などを「習志野市ゆかりの品」として展示し、紹介している。今後も、既存施設を活用する中で、多くの市民に本市の歴史や文化財を理解するきっかけに、また、興味・関心を持ってもらえるよう、保存と展示に努めていく。	今後も既存施設を活用して、文化財等の調査、収集、保護、保存と、展示等による活用にも努める。	済
R4/1	8	荒原 ちえみ	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(3)		再質問1	本年4月以降に埋蔵文化財調査室で展示を始めるとのことだが、具体的にはどのような内容を考えているのか。	埋蔵文化財調査室は、令和2年度から旧本大久保保育所の跡地を利用して、発掘調査で出土した資料の整理及び保管等を主な業務としている。埋蔵文化調査室における展示の主な内容としては、3点ある。1点目は、市内各所で出土した縄文時代、弥生時代の土器や、古墳時代の勾玉等の石製品を時代区分ごとに紹介する展示、2点目は、「縄文人の全身骨格写真パネル展」をはじめ、過去の企画展を振り返る展示、3点目は、寄贈された写真や民具等の展示を考えている。今後については、本市の歴史をより一層、市民に身近に感じてもらうよう、市庁舎1階展示コーナー、総合教育センター及び埋蔵文化財調査室の3か所を中心に、充実した展示になるよう努めていく。また、展示の開催や内容は広報習志野及びホームページ等にて周知を行う。	既存施設での展示内容の充実に努めるとともに、市民への十分な周知を図る。	未
R4/1	8	荒原 ちえみ	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(3)		要望	博物館とは、特定の分野に対して価値のある資料を収集、保存するだけでなく、専属の職員である学芸員がそれらについて研究すると同時に来訪者に展示の形で開示する施設であるため、埋蔵文化財調査室の展示内容の充実と負の遺産の保管を図ることを要望する。		既存施設での展示内容の充実に努める。また、必要な文化財等については引き続き収集、保管を行う。	未

【教育委員会】令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	政策経営部	総合政策課 資産管理課	都市再開 発について	1	(1)		本答弁	1. 習志野文化ホール再建設の検討について (1) 学校教育・社会教育で全市的に利用される公共施設なので、敷地候補地を含む施設のあり方について、全市域の市民を対象にしたアンケート調査を実施して検討することを求める。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	政策経営部	総合政策課 資産管理課	都市再開 発について	1	(2)		本答弁	1. 習志野文化ホール再建設の検討について (2) 習志野文化ホール再建設基本構想の策定を機に、7項目からなる習志野市公共施設再生計画基本方針を抜本的に見直すことを求める。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	政策経営部	総合政策課 資産管理課	都市再開 発について	1	(3)		本答弁	1. 習志野文化ホール再建設の検討について (3) 建設費を含むライフサイクルコストについて、習志野文化ホール再建設基本構想等検討専門委員会や教育委員会会議でほとんど議論されていないのは、財政負担の問題を先送りする態度ではないか。習志野市が「負担を先送りせず、より良い資産を次世代に引き継ぐために」をスローガンに掲げ、幼稚園・公民館・図書館等を含む公共施設の統廃合を強行しているなか、習志野文化ホールについては、あまりにも緊張感を欠いた議論になっているのではないか。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	その他 (文教福祉関係)	1			再質問7	利用者負担の適正化において、新たな文化ホールの建設費が高ければ、併せて使用料も高くなってしまわないか。	新たな文化ホールは、現在、再建設について検討、協議されているところであり、その運営手法や内容等も、これから検討し、決めていくこととなる。従ってその使用料も、現時点では検討していない。なお、現在の文化ホールの使用料は、市の公共施設の使用料を算出する際の基準となる、「習志野市使用料、手数料等の単価の積算基準」による算出ではなく、近隣市のホールの使用料との均衡、調整を図る中で設定している。	-	-
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		本答弁	3. 特別支援教育について (1) 習志野市の特別支援教育の現状と今後の方向性について 習志野市の特別支援教育の現状と今後の方向性について伺う。	特別支援教育の推進に向けた今年度の取り組みについて、3点申し上げる。1点目は、教職員のキャリアステージに応じた内容と、学校全体の専門性の向上をテーマとし、研修を実施した。2点目は、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在り方に関して、児童生徒の自立に向けてきめ細かな指導が手厚く行えるよう、学級経営や指導内容に関しての方向性を示し、特別支援学級における特色ある指導の充実を図った。3点目は、障がいのある児童生徒のICT機器活用の充実を努めた。1人1台タブレット端末や、デジタル教科書を活用した実践について、各学校での活用が図られるように、指導・助言を行った。今後の方向性として、2点申し上げる。1点目は、特別支援教育コーディネーターの役割の明確化、合理的配慮やユニバーサルデザインをテーマとした研修を充実させることで、特別支援教育に関する学校全体の専門性を向上させる。2点目は、研修動画などの参考資料の共有、個別の教育支援計画や指導計画の活用、デジタル教科書による障がいの特性に応じたICT機器活用の推進を図ることで、特別支援学級における学級経営を充実させる。教育委員会としても、児童生徒の自立に向けたきめ細かな指導の充実を通じて、特別支援教育のより一層の推進に取り組んでいく。	今後も関係機関との連携を図りながら、各学校へ指導・助言していく	済
R4/1	8	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		再質問1	自閉症・情緒障がい特別支援学級の在り方に関して、学校から保護者に説明があった際に、千葉県から指導を受けたと聞いているが、どのような指導を受けたのか、伺う。	本市では、小中学校に特別支援学級を整備し、学級としての指導の充実を図ってきた。現在の特別支援学級の状況としては、一日の多くの時間を通常学級で過ごし、週に数時間、特別支援学級で学ぶ、いわゆる通級による指導を一部で行っている学級があり、このことについて、千葉県教育委員会から指導を受けた。教育委員会としても、児童生徒一人ひとりの自立と自己実現のために、障がいの特性に応じた特別支援教育を手厚く行うことができるよう、改めて、各学校へ指導した。	今後も関係機関との連携を図りながら、各学校へ指導・助言していく	済
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	指導課	学校教育 について	3	(1)		要望	県から指導を受けたから画一的に行うのではなく、これまでの習志野市の取り組みの良さも生かしながら、児童生徒や保護者に寄り添って進めてほしい。	-	今後も国や県の動向に注視するとともに、本市の実情を踏まえて対応していく。	済
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(2)		本答弁	3. 特別支援教育について (2) 特別支援教育就学奨励費の保護者への案内と申請状況について 特別支援教育就学奨励費の保護者への案内が不十分ではないか。併せて、近年の申請状況を伺う。	特別支援教育就学奨励費は、主に、特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、経済的負担を軽減し、就学のために必要な経費を一部補助する制度である。保護者への案内については、小学校入学前の家庭には、10月、11月中に実施する就学時健診の際に、文書を配付している。また、中学校入学前の家庭には、1月末に実施する新入生保護者説明会の際に、文書を配付している。なお、転入学で教育委員会の窓口に来た保護者にも文書で周知している。加えて、児童生徒が特別支援学級に入級した後は、対象となる保護者全員に文書を配付している。現在、保護者に広く知っていただくよう、本制度について、ホームページ掲載に向け、準備を進めている。令和4年2月17日現在の申請状況としては、申請された方が258名、辞退された方が282名、申請書未提出が37名であり、未提出の方には学級担任より提出を促している状況である。	本制度について、ホームページに掲載する。	未
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(2)		再質問1	特別支援教育就学奨励費制度の申請状況について、他市の状況は把握しているか。	他市の申請状況として葛南5市の状況を確認した。その結果、集計を行っていない市もあり、把握できた範囲内で申し上げますと、申請書提出の内、給付申請された方と給付辞退された方の合計数に対して、給付申請された方の割合は平均で51%になっている。	-	-
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	3	(2)		再質問2	本市の状況として、辞退や未提出が多いが、特別支援学級の担任や、特別支援コーディネーターは、この制度を充分理解して、保護者に書類を渡しているか。	未申請の家庭には学級担任より提出を促している。他市の平均で、申請書提出の内、給付申請をされた割合が51%で、本市が47%と、突出して給付申請をされた割合が低いとは認識していない。また、辞退される家庭には、辞退届に理由の記載が必要ないことから、理由は把握していない。しかし、準要保護世帯や要保護世帯が就学奨励費の制度を利用していることから、特別支援教育就学奨励費制度を辞退される理由の一つと捉えている。特別支援学級の担任や、特別支援コーディネーターには、毎年、年度当初に説明会を行っているが、感染症対策として、令和2年度、令和3年度においては、文書のみでの通知とした。次年度においても感染状況に応じて、本制度の理解を深めていくよう、説明会の開催方法等を工夫し、指導を徹底していく。	年度当初に、特別支援コーディネーターに説明会を開催する。	未

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)		要望	市のホームページを見やすく分かりやすくし、制度を周知して活用を促してほしい。	-	本制度について、ホームページに掲載する。	未
R4/1	9	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3	(2)		再質問3	特別支援教育就学奨励費の学用品費の請求に当たって、保護者が学校へ「購入品一覧表」を提出する際に、学校徴収金で購入する学用品費など、学校で一括して購入する物品について、「購入品一覧表」を保護者の代わりに学校で作成できないか。	学校徴収金で一括購入した学用品については、既に、各学校で作成した購入品一覧を添付することで、領収書の添付を不要としている。次年度に対応できるよう、改めて学校に通知していく。	学校に周知する。	済
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		本答弁	1. 特別支援教育について (1) 新年度における習志野市の特別支援教育について 昨年、第3回定例会において、教育委員会が思い描く将来展望を伺ったが、どこまで具現化される予定か、取り組みの成果を伺う。(総合教育会議の役割、人材の育成、専門性の確保、特別支援学級の充実、特別支援学校中学部や高等部の設置、他)	特別支援教育の推進のため、今年度取り組んできた内容及び次年度に向けての課題等について、特別支援教育に関する専門性と市の教育行政の2つの観点で申し上げます。最初に、特別支援教育に関する専門性についてである。教育委員会としては、特別支援教育は学校全体として取り組むものであるとの認識のもと、全ての教員が知識や理解などを含めた専門性の向上を図ることを目的に、校長会議をはじめとする様々な会議、研修等の機会を活用して、周知や理解を深めてきた。今年度、特別支援学級での指導方法に関して実施した研修では、「指導方法を工夫することで、グループ指導が効果的に行えることを学んだ」「参考にして、すぐに実践したい」など、学級経営や指導に関する感想が、若年層の担任より事後に多く寄せられた。特別支援教育の経験の少ない担任が多い現状からも、特別支援教育の中心を担う特別支援学級担任の育成が急務であると認識している。こうした観点から、各学校における校内人事として学級担任の配置を決定する際に、正規職員として任用されている本務者を特別支援学級に配置するよう、次年度に向けて強く指導した。今後の方向性としては、特別支援教育に関する学校全体の専門性を高めるために、特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーターを核とした研修を充実させ、管理職や通常学級担任等の専門性の向上へと繋げていく。具体的には、次年度の研修では今年度の実績を生かし、オンラインやオンデマンドの活用を通じて研修対象を広げ、一人でも多くの教員が特別支援教育の重要性を理解し、専門性を向上させられるよう、本市の課題や教育現場のニーズに合った講師を招聘していく。また、研修動画などの参考資料の共有、個別の教育支援計画や指導計画の活用、デジタル教科書による障がいの特性に応じたICT機器活用の推進を図ることで、特別支援学級における学級経営を充実させていく。次に、市の教育行政の観点から申し上げます。今年度、10月と2月の教育委員会会議において特別支援教育に関する課題や今後の方向性について報告している。委員からは、「学校全体の特別支援教育に関する専門性を底上げする必要がある」との意見をいただいた。教育委員会としても、専門性の底上げのためには、人材の確保と育成が必要不可欠であると考え、私自身が強いリーダーシップをもって取り組んでいく。就学相談を含め、学校をサポートする関係機関との連携強化に関しては、指導課と総合教育センター、ひまわり発達相談センターなどの関係各課での積極的な情報共有を図り、子ども達の相談に応えられる体制の構築を検討している。県立習志野特別支援学校中学部・高等部の設置については、設置者である千葉県教育委員会と定期的に協議を行っている。現在、県教育委員会が策定を進めている、第3次県立学校整備計画においては、既存校への併設による設置が示されたことから、習志野市内の学校施設にあって、転用可能な校地・校舎等を活用した併設型の設置について、引き続き、県教育委員会と協議を進めていく。特別支援教育に関する課題は山積していると、私も認識している。特別支援教育の推進のために、これらの課題一つひとつに真摯に向き合い、切れ目のない支援や人材育成を通じて、児童生徒や保護者、学校のサポートに取り組んでいく。また、特別支援教育の目指す姿は、児童生徒の自立と自己実現であり、そのためには、児童生徒一人ひとりの視点に立って、家庭や学校、教育委員会が連携を強化する必要がある。今日、児童生徒を取り巻く環境が多様化・複雑化している社会状況において、心理面から専門的なサポートをする人材、学校現場と教育行政をマネジメントできる人材等の確保が必要であると考えている。引き続き、人材の確保や体制整備に向けて、関係部局との連携を積極的に図り、習志野市の特別支援教育を展開していく。	今後関係機関との連携を図りながら、推進していく。	済
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		要望	目に見えるような具体的な取り組みとなるよう強くお願いしたい。	-	今後も具体的な取り組みとなるよう指導・助言していく。	済
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問1	(教育長の取り組む姿勢は確認できたが) 今日、情緒障がい特別支援学級に通う児童生徒の保護者から、「学級の在り方について千葉県(教育委員会)から指摘を受けている」との話を聞いているが、どのような事態に陥っているのか、伺う。	本市においては、自閉症・情緒障がい特別支援学級での指導に関して、一日の多くの時間を通常学級で過ごし、週に数時間、特別支援学級で学ぶ、いわゆる通級による指導を一部で行ってきた経緯があった。令和元年度より市内全ての小中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を整備してきたが、学級での指導の現状においては、個別指導という形で、教科学習の補習を中心とした指導をしている学級もあった。その中でも、障がいの特性に応じた手厚い指導を受けるために、特別支援学級に入級した児童生徒に対して、課題に応じた指導や少人数での学び合い等の、特別支援学級ならではの特色ある指導の時間を十分に確保できていない状況もあった。この現状に関して、千葉県教育委員会より、学校訪問の際に指摘を受け、学級経営や指導時間に関して、特別支援学級としての指導のより一層の充実を図るようにと、指導を受けた。教育委員会としては、「自校において一日を通じて特別支援学級で学ぶことができる環境の整備」という、特別支援学級整備の目的が、施設等のハード面だけでなく、学級経営や指導等のソフト面でも達成されるよう、改めて、人材の確保や、校内支援体制の整備等に関して指導していく。	今後も課題を整理しながら、各学校へ指導・助言していく。	済

【教育委員会】令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果	
							大	中	小						
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問2	(教育長の答弁にあったように)人材の確保について、教育委員会はどのような行動をとったのか、伺う。	特別支援教育の人材の確保について、令和4年2月24日の報道によると、文部科学省の検討委員会で「すべての教員が採用後10年程度の間、特別支援学級の担任などの経験を2年以上積むことが望ましい」とする報告書案が大筋で了承された。特別支援教育での経験は、全ての教育の原点ともいえるべき要素を多く含んでいる。教育委員会としても、こうした観点からの人材育成は非常に重要なものであると認識している。また、先ほど教育長より、特別支援学級の担任に正規職員として任用されている本務者を配置するよう、各学校に対して強く指導したと答弁したところだが、これは国の考え方と密にするとところである。教員のみならず、学校現場と教育行政を広くマネジメントできる人材の確保は必要不可欠であり、会議や研修等の機会を通じて、保護者や学校現場の声を直接耳にしたり、本市の特別支援教育におけるこれまでの取り組みや現在の課題に対して深い知見を有したりしている人材がより望ましいと考えている。特別支援教育の推進のためには、就学前から中学校卒業後、就労など学校教育だけでなく、それぞれのライフステージを見据えた切れ目のない指導や支援が重要である。専門的知見を有する人材の確保は、本市としての喫緊の課題であると認識し、関係部局との積極的な連携を図っている。	人材の確保、育成等様々な手立てを用いて進めていく。また学級としての指導の充実、児童生徒、保護者のニーズに応じた指導体制の確保について研究・検討していく。		済
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問3	教育長自らのリーダーシップのもと、有言実行で行動し、ぜひ形あるものにしていただきたい。	【教育長答弁】 指摘いただいた点については重く受け止め、課題を整理しながら取り組んでいく。特に、人材の確保・育成に関しては、今後様々な手立てを用いながら進めていかなければならないと考えている。そして、本来の意味での伝統とは、変わり続けることだと指摘があったが、特別支援の中では、ここ数年でそういった動きになっていることも事実である。特に、学級の問題については指導の充実を図らなければならない一方で、児童生徒、保護者のニーズにも応えられるような指導の体制を確保しなければならない。いずれにしても、しっかりと研究・検討して取り組んでいく。	児童生徒や保護者のニーズ、学校の実情を踏まえた上で、課題を整理し、具体的方策をもって特別支援教育を推進していく。		済
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習について	2	(1)		本答弁	2. 公民館運営について (1) 公民館運営の現状と実績・評価について 指定管理者制度が導入されて久しいが、現状と実績、利用者からの評価はどのようにになっているのか伺う。	公民館は、地域に根差し、市民に学びと活動の場を提供する「市民の学校」として、各種講座や家庭教育学級、市民文化祭やコンサートなどの地域協働・文化活動等を実施している。そのような中、生涯学習のあり方は時代と共に変化しており、公民館の運営に対する市民のニーズも多様化している。そこで、教育委員会では、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的に、平成27年度から新習志野公民館に指定管理者制度を導入した。新習志野公民館では、指定管理者制度導入後、市の直営時には配置の難しかった社会教育主事の資格を有する専門職員を配置するとともに、市直営時と比較して、約1.5倍の講座の開催や休館日としていた祝日の開館など、公民館事業の拡大及び利便性の向上を図り、管理運営経費も削減されている。また、モニタリングの一環として行っている利用者アンケートにおいて、施設の利用のしやすさや職員の接客対応は、常に9割を超える利用者が満足しており、良好な運営が行われている。この新習志野公民館での実績を踏まえ、教育委員会では、実花、袖ヶ浦、谷津の3公民館にも拡大することとし、今年度より新たに指定管理者による運営が始まっている。この3公民館においても、父親を含めた親子向け講座の日曜日の開催や学年向けの青年講座の開催、ツイッターを活用した若い世代の利用層への情報発信など、時代の変化に応じた新たな事業にも積極的に取り組むなど、事業の拡大と利便性の向上等が図られている。また、利用者アンケートにおいても、新習志野公民館と同様に、約9割の利用者から満足しているとの回答が寄せられている。このように、公民館におけるこれまでの指定管理者制度導入の実績は、教育委員会としても良好な運営が行われているものと評価している。また、指定管理の条件としている、多様な特性に応じた学習支援と、学習成果を地域課題解決に繋げ、人づくりや地域づくりに中心的な役割を担う、社会教育主事の資格を有する職員の各公民館への配置により、更なる公民館講座の充実と、これからの地域のまちづくりを担う人材の育成が図られるものと期待している。今後も統括館である中央公民館の監督・指導のもと、教育委員会と指定管理者がしっかりと連携し、本市の生涯学習を推進していく。	引き続き、教育委員会と指定管理者が連携し、良好な公民館運営を実施する。		済
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習について	2	(1)		再質問1	公民館の在り方について、公民館は教育機関であり、社会教育の実践の場であるが、教育委員会では、公民館の運営にあたって、どのような位置づけで、何を重視しているか伺う。	教育委員会において、公民館は、地域に根差し、地域連携を強めるための社会教育を実施し、市民の生活文化を高める生涯学習の拠点として位置づけている。そのため、公民館の運営は、市民が求め満足できる活動の推進を心がけ、幅広い年代とそれぞれのライフステージに応じた学級や講座を開催している。具体的には、子育て中の親の孤立を防ぎ、育児に対する不安を解消することを目的とした幼児家庭教育学級、小中学生に地域への関心を高め、異年齢交流を促進することを目的としたこども講座、一般人には健康の増進を目的とした健康講座や身近な地域の理解を深めてもらう歴史講座でのまち歩き、さらに高齢者の生きがいと社会参加を促すことを目的に寿学級などを実施している。また、地域での自主的な活動に繋げるためのサークルや団体の活動拠点としての場の提供、芸術・文化に親しむ機会と、発表の場を提供するための地域の特色を生かした門松づくりや豆まきなどの行事、各中学校区では、音楽を通して学校と地域の交流を図るコンサートの開催など、これら事業の実施を重点施策として取り組んでいる。	引き続き、地域に根差した公民館運営を行う。		済

回	通告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習 について	2	(1)		再質問2	新習志野公民館は、平成27年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行っており、第2期の指定期間が間もなく終了する。その間、毎年度、指定管理者の管理状況を確認するモニタリング評価の一環として実施している利用者アンケートでは、良好な評価をいただく一方、より良い公民館となるよう、要望もいただいている。具体的には、トイレの洋式化、洗面所の水の流れが悪い、駐車場の全面舗装や駐車区画の明確化、館内の照明が暗いことなどの改修希望、さらに部屋の鍵の受け渡しを時間前にしてほしいことや冷暖房の適温管理をしてほしいことなどがあげられている。これらの要望に対し、できるものから順次改善を行い、公民館の運営に反映しているところだが、施設面におけるトイレの洋式化、及び運営面における部屋の鍵の受け渡しを利用時間前から可能として欲しいという2点は、毎年多くの方から要望をいただいている。指定管理者に対する利用者からの要望への対応については、令和2年9月定例会において小川議員から、行政としても市民目線に立ってしっかり対応するよう、指摘もいただいている。このことから、教育委員会としても、指定管理者と連携して対応している。	利用者からの要望について、できるものから順次対応する。	済	
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習 について	2	(1)		要望	施設面の要望については、全市的な公共施設の改修整備という中で公民館が社会教育の実践の場であり、幅広い年齢層が利用することから、バリアフリーなどの対応をお願いしたい。	-	利用者からの要望について、できるものから順次対応する。根本的な改修については、計画的な大規模改修の中で実施していく。	未
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習 について	2	(1)		再質問3	利用時間に係る課題について、利用者からは利用時間を厳格に運用してほしいという声と、融通を聞かせてほしいという声、両方聞かす、現行の公民館の利用時間と利用方法に至った経緯を伺う。	本市の公民館は、現在、午前、昼、午後1、午後2、夕方、夜間と6枠で切れ目なく部屋の貸出しを行っている。この6枠は、平成26年度から適用しており、それ以前は、正午から午後5時からの各1時間は貸し出しをしていなかった。このことにより、午前の利用者が正午を過ぎても部屋を使用していたり、午後の利用者が1時前から準備を始めるなどの問題があったことや午前中に調理をしていた場合、お昼の時間帯を使って試食をしたいといった要望もあった。そのようなことから、平成26年度の使用料改正に合わせ、それまで貸出しをしていなかった正午から午後1時までと、午後5時から午後6時までの2枠も利用可能とする見直しを行ったことにより、全ての利用枠が隙間なく連続することとなった。その際、料金負担の公平性の観点から利用時間前の鍵の受け渡しについては、全公民館において、お断りしている。	-	-
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習 について	2	(1)		再質問4	利用者の声に係る課題解決に向けた取り組みについて伺う。	利用者アンケートで毎年要望のある利用時間前の鍵の受け渡しと、全トイレの洋式化の問題については、市内全公民館共通の課題として、その解決策を検討してきた。まず、運営面の課題である鍵の受け渡し時間については、利用者の要望を反映して、柔軟に対応することとし、本年2月1日から、部屋が空いている場合に限り、5分前の鍵の受け渡しと入室を可能とする運用に変更した。また、施設面の課題であった全トイレの洋式化については、感染症対策としても有効であることから、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、公民館の全てのトイレを洋式化する改修工事を実施する。なお、改修工事については、来年度末までに全て完了する予定となっている。	公民館の全トイレを洋式化する工事を行う。	未
R4/1	13	小川 利枝子	公明党	生涯学習部	中央公民館	生涯学習 について	2	(1)		再質問5	利用者の声に寄り添うことによって、より良い公民館運営に結び付くと考えているが、今後も指定管理者制度を継続していくのか、また、教育委員会の役割をどのように考えているのか伺う。	【教育長答弁】 現在、本市の6つの公民館については、統括館である中央公民館と、菊田公民館を除いて指定管理者により運営している。指定管理者による4つの公民館の運営は、これまで申し上げてきたように民間の能力を最大限に発揮し、大変良好な運営がなされていることから、今後も引き続き指定管理者による運営を継続したいと考えている。また、公民館は、社会教育法で定められた教育機関であり、地域に根差し、市民に学びと活動の場を提供することで、地域のまちづくりに繋げていく「市民の学校」として、「習志野の人づくり」に欠かせない生涯学習の拠点である。教育委員会としては、制度導入時に様々な面で賛同を得ながら共に検討を進めてきた公民館運営審議会や社会教育委員の皆様に進捗状況を報告し意見をいただくとともに、市民のための公民館として、利用者の声に常に耳を傾けながら、利用者の目線で指定管理者の監督・指導を行っていく。さらに、直営の公民館と指定管理の公民館が互いに連携し、切磋琢磨しながら、活発な事業展開を図れるよう、しっかりと下支えし、「生涯学習推進のまち 習志野」の実現に取り組む。	引き続き、教育委員会が関係機関や利用者の意見に耳を傾け、公民館活動を下支えしながら、生涯学習を推進する。	済
R4/1	14	真船 和子	公明党	健康福祉部	健康支援課	保健・医療行政 について	1	(2)		本答弁	1.新型コロナウイルス感染症対策について (2)5歳から11歳の子どもの接種体制について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/1	14	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		再質問1	児童の予防接種及び副反応による体調不良等による出欠の取扱いについて伺う。	児童が新型コロナワクチン接種の当日、副反応による体調不良、いずれにしても欠席とはしない。	-	-
R4/1	14	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育 について	1	(2)		再質問2	5歳から11歳の幼児児童に対する新型コロナワクチン接種に関して、どのような啓発活動を行っているか、伺う。	対象の幼児児童へのワクチン接種が今月より順次スタートする。成人と異なり、幼児児童へのワクチン接種は努力義務がないものであり、接種を受けるかどうかの判断は、本人及び保護者の判断によるものである。その判断にあたっては、新型コロナワクチンについての正確な情報が不可欠である。2月28日に郵送した接種券に、厚生労働省が作成したパンフレットを同封し、ワクチンについての情報提供を行うとともに、千葉県より紹介のあった、千葉大学の医師を中心としたプロジェクトが作成したリーフレット「いっしょに話そう！5歳から11歳のコロナワクチン」を幼稚園及び小学校を通じて配布する予定としている。	-	-

【教育委員会】令和4年第1回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/1	14	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(2)		要望	予防接種に関する差別やいじめがないよう、全教職員と子ども達にしっかりと指導していただきたい。子ども達に目を向けて対応していただくことを要望する。	-	全職員で丁寧に対応できるよう指導するとともに、総合教育センターの教育相談やメール相談でも受け付けることができるようにしている。	済
R4/1	17	斉藤 賢治	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(4)		本答弁	1. 新型コロナウイルス感染症対策について (4) 学校における取り組みについて	本市においては、学校における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインとして、「習志野市学校における新しい生活様式」と「新型コロナウイルス感染症発生時対応マニュアル」の2つを策定している。「新しい生活様式」は、学校生活における基本的な感染症対策を具体的に示しているもので、令和2年6月から、感染状況の変化に応じて改訂を重ねてきた。現在は、感染拡大に伴う児童生徒感染者数の増加を受けて、感染リスクの高い活動の制限や、同居家族に体調不良者がいる場合に登校を控える等の改訂を行った。令和4年1月17日版に基づいて対応している。「対応マニュアル」は、学校において、児童生徒あるいは教職員に感染者が発生した場合の初動対応をまとめたもので、現在は令和3年10月27日に改訂を行った第4版に基づいて対応している。本年1月からは、学校においても感染者や有症状者が急増した。保健所業務がひっ迫し、濃厚接触者の特定が困難なことから、感染者が発生した場合には、対応マニュアルに基づいて学校が聞き取りを行い、濃厚接触者の候補者を特定している。ただし、感染力が非常に強い若年者や小児の発症例が多いという感染状況の特徴を踏まえ、濃厚接触者の候補者がいない場合も、学校と教育委員会が協議して、行動履歴から注意が必要な範囲を迅速に判断し、早めに学級単位や学年単位での自宅待機を行い、感染を広げないという対策を取っており、一定の効果を得ていると感じている。また自宅待機中には、オンラインでの児童生徒の健康状態の把握やオンライン授業での学習機会の確保等の手立てを取っている。各学校においては、今後も基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、早めの対策で感染拡大の防止に努めていく。	-	-
R4/1	17	斉藤 賢治	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(4)		再質問1	習志野高等学校の部活動クラスター発生時の対応の流れについて伺う。	習志野高等学校教頭より、「冬季休業中の運動部活動において、複数の体調不良者が発生しており、クラスターの疑いがある」との一報が入った。その時点で学校長の判断において、当該部活動の活動を停止とした。その後、学校長が保健所と協議の上、濃厚接触者の範囲を確認し、学校と教育委員会で検討、協議を行い、自宅待機生徒とその期間を決定した。その後、他の運動部活動においても陽性者が確認されたため、他の生徒への広がりがなく確認するために全生徒を自宅待機とした。この間、感染の広がりは確認されず、感染拡大は起きていないと認識している。生徒の自宅待機期間中は、教職員による校内の消毒やオンラインによる毎日の生徒の健康観察を行った。	-	-
R4/1	17	斉藤 賢治	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(4)		再質問2	現在における陽性者発生時の対応の流れについて伺う。	1月中旬までは、陽性者が発生した場合には保健所に連絡し、濃厚接触者の特定や対応について指導を受けていたが、その後、感染拡大による保健所業務のひっ迫により、現在は、保健所による濃厚接触者の特定が困難な状況になっている。そのため、学校において感染者が発生した場合には、学校が保護者からの連絡を受けた際に、発症日や陽性判明日に加え、学校内でマスクを外した時間があったか、大声を出す場面があったか等、教職員が詳細な聞き取りを行い、濃厚接触者の候補者リストを作成している。候補者がいる場合には、学校から児童生徒の保護者に連絡し、7日間の自宅待機をお願いしている。ただし、濃厚接触者の候補者がいない場合も、現在の感染状況の特徴を踏まえて、陽性者の行動履歴や、活動を共にする児童生徒の健康状態等を確認し、学校と教育委員会が協議した上で、注意が必要と思われる範囲を迅速に判断して、数日から5日間の自宅待機を実施している。	-	-
R4/1	17	斉藤 賢治	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(4)		再質問3	感染についての情報発信の在り方を検討していただきたいがどうか。	市の対応方針に基づいて、感染した子ども達の権利、利益を守っていく。県の発表以上のものは行わないが、感染拡大防止の観点から、情報発信については、市長事務部局と連携して進めていく。	市長事務部局と連携していく。	済
R4/1	18	木村 孝	民意と歩む会	健康福祉部	健康支援課	保健・医療行政について	4			本答弁	4. 新型コロナウイルス・オミクロン株の対策について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/1	18	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4			再質問6	学校での抗原簡易キットの使用状況について伺う。	文部科学省から配布された抗原簡易キットは、教職員が使用することを基本的に想定したものであり、児童生徒への使用については、学校内で発熱した際、すぐに帰宅することが困難な場合や、地域の事情により直ちには医療機関を受診できない場合に限り、本人及び保護者の同意が得られた場合にのみ認められているものである。本市においては、教職員と児童生徒を合わせ、1万4千人いるところ、使用期限が令和4年1月31日までのものを700個配布されていた。しかしながら、本市は教職員については、千葉工業大学に協力していただき、早い段階で職域接種によりワクチン接種が進んだこと、体調が悪い場合は出勤せずに、病院、診療所等受診することを強く指導したこと、さらに児童生徒に対しては、修学旅行等の宿泊学習時に持参し、急に症状が出た児童生徒に使えるように備えていたが、抗原簡易キットを使用するケースはほとんどなかった。1月に入り、感染が急拡大したことから、万が一に備えて各学校で保管していたが、結果的に16個の使用で済んでいる。また、配布されたキットについては、本年1月28日に文部科学省及び県から未使用のキットを医療機関等に譲っても構わないとの連絡があったため、使用期限の直前ではあったが、健康支援課を通じて発熱外来を行う医療機関に一部配布し、有効利用に努めた。	-	-

令和4年習志野市議会第1回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
陳情	生涯学習部	生涯スポーツ課	<p>受理番号第93号 第一カッターフィールド（秋津サッカー場）の天然芝維持を求める陳情 【陳情項目】 秋津公園サッカー場天然芝継続維持</p> <p>【陳情内容】 秋津サッカー場は、1982年に当時の吉野孝市長が習志野市の子どもからシニアまで市民が緑の芝生の上でサッカーを楽しめるようにとの思いをもって建てられた「聖地」であり習志野市のレガシーである。天然芝の維持はSDGsの推進として「N014海の豊かさを守る」「N015陸の豊かさを守る」環境にやさしいものである。秋津サッカー場を利用した世界のトップクラスの選手や日本代表の選手からも最高の芝と絶賛され、習志野市が誇る価値の高いスポーツ施設となっている。私達は次世代の子ども達が天然芝の上で仲間と共に世界へ羽ばたくことの出来る夢を育み市民が安心して集う地域コミュニティの場として秋津サッカー場の天然芝存続を要望します。</p>	<p>秋津サッカー場は、市民のスポーツに対する関心の高まりに伴う運動施設の不足を解消し、多くの市民に利用していただくための施設として、昭和57年に開設した。しかしながら、現状、天然芝の状態を維持するため、毎年200日以上が、「芝の育成促進のための養生日」と「試合前の準備や試合後の芝の回復のための整備日」として利用不可能な日となっており、利用可能な日は150日程度となっている。</p> <p>また、利用可能な日であっても、一般市民が1日に行える試合数を1試合とすること、利用方法を試合形式に限定することなどの制限を設けており、子どもから高齢者まで一般市民が広く気軽にスポーツを楽しむことが出来る環境とはなっておらず、長年の課題となっている。</p> <p>さらに開設当時とは社会状況が大きく変わり、アメリカンフットボールやラグビー等、様々なフィールドスポーツを行う人も増えている。</p> <p>現在、施設の老朽化対策を行うための基本方針を策定中であり、この中で、本市のスポーツ振興や市民の健康増進の場としての施設の在り方を検証し、天然芝と人工芝の比較検討を行った。</p> <p>2時間を1コマとして試算した結果、現在採用している天然芝では、年間150日、330コマが利用可能であるところ、人工芝に変更することで、1日6コマ、メンテナンス日等を除いて、年間347日、2,082コマが利用可能となり、現在と比較して6.3倍に増加すると試算している。</p> <p>実際の市民利用についても少なくとも3倍以上に増やせるとの結論に至っており、市民利用拡大の観点から、グラウンドの人工芝化を</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 [質問1] 天然芝と人工芝のそれぞれのメリット・デメリットを伺う。</p> <p>[質問2] 人工芝の場合は表面温度が上がりやすいとのことだが、運動時、選手や子どもたちの体調管理への対策はどう考えているのか。</p> <p>[質問3] 国際試合の開催やトップチームの選手の練習がされなくなると思うが、なくなってしまうことを是とした根拠について伺う。</p> <p>[質問4] 生涯スポーツ課の協議の資料の中にある「プロフィットシェア」の検討内容について伺う。</p> <p>[質問5] 一般の貸し出しのみではなくスクールとしての利用も考えているとのことだが、スクールの具体的なイメージはあるのか。</p> <p>[質問6] 天然芝でもサッカースクールはできる。スクールと人工芝をどう結び付けるのか。</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 [答弁1] 天然芝のメリットは、プロが使う規格に合っていること、また、地面が土であり芝自体は植物なので表面温度が上がりにくいこと。天然芝のデメリットは、芝の質を維持するため、一定期間養生期間が必要になることから年間200日程度利用ができなくなること。人工芝のメリットは、利用の制限を設ける必要がないこと、天候に利用が左右されないこと、メンテナンスの手間がかからないこと、長期の養生期間や使用前後の整備期間が不要になること。人工芝のデメリットは表面温度が上がりやすいことである。</p> <p>[答弁2] 人工芝はここ10年で急激に普及し始めた。人工芝の普及に伴って、表面温度上昇に対する課題もメーカー各社が対策を講じている。人工芝に使用される黒ゴムチップの素材や色を変える等の対策により、5～10度表面温度を下げられることが実証されている。また、給水管をグラウンド下に這わせ、水を撒くことで表面温度を下げる技術も導入されている。</p> <p>[答弁3-1] トップ選手が秋津サッカー場を使用していたことは、習志野市のサッカー関係者の誇りになっていたと認識している。しかし、令和2年に海浜幕張に日本サッカー協会が専用の天然芝フィールド2面、人工芝1面、また、千葉県サッカー協会が人工芝フィールドを1面作り、合計4面新しいトレーニングフィールドができた。日本サッカー協会と意見交換する中で、基本的には秋津には練習に来ないと聞いている。ただし、海浜幕張のフィールドは高層マンションに囲まれているため、非公開の練習をする場合には秋津を使用したいと聞いている。そもそも、本サッカー場は市民利用を最優先として考えており、日本サッカー協会のトップ選手が使用することは議論する必要がないと考える。</p> <p>[答弁3-2] 補足であるが、秋津に限らず国際試合ができるスタンドは全国にあり、1年に1度も日本代表選手が練習に来ないという状況も容易に想像できる。また、海外組の選手が秋津サッカー場を使用することで習志野市のPRになるのであればよいが、そういった事例がなく市民に還元されることもない。市民の税金を使って整備する以上、市民利用が優先できる人工芝を選択したいと考える。</p> <p>[答弁4-1] 基本的に民間は利益を追求するものである。利益が出ないと市民へのサービス向上につながらない。PEIは民間の創意工夫を生かし、行政としても利益の一部を収めてもらうことで行政に対するメリットがある。利益を民間と行政が分け合う仕組みがプロフィットシェアである。</p> <p>[答弁4-2] 補足であるが、令和2年度の調査結果では、PF1方式が望ましいという結果になっているが、市として事業手法は検討中であり、PF1方式で決定ということではない。</p> <p>[答弁5] 子どものサッカースクールを想定している。秋津の立地・環境では事業者も利用者も集まる見通しである。</p> <p>[答弁6] サッカースクールに限らず、アメフト・ラグビーなども天然芝でできる。天然芝は毎日整備しないといずれ土になってしまうので、芝の質を維持するという条件のもとでスクールを実施するのは難しいと考える。</p>	【文教福祉常任委員会】 継続審査

令和4年習志野市議会第1回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
				<p>検討している。 改修を通して、子どもから高齢者までの一般市民がサッカーを楽しむ機会を拡大するとともに、サッカー以外のスポーツや各種イベントも利用可能とすることで、多世代が利用する施設へ転換していくことが必要であると考えている。 なお、この基本方針の策定にあたっては、習志野市スポーツ推進審議会や習志野市教育委員会会議などで委員に御意見を伺いながら検討を進めており、特に人工芝化に関しては、スポーツ推進審議会において、大半の委員から賛成の御意見をいただいている。 SDGs に関しては、SDGs のそれぞれの施策が相反することも当然にあり得る中で、どの目標を重視するのか、総合的に検討することが重要である。 日本サッカー協会の田嶋会長は、秋津サッカー場をオリンピックの練習場として利用したお礼のため、市長に面会に来たが、その際、習志野市の人工芝化の方針に理解を示した。 また、人工芝についてのSDGsの観点からの課題も認識しており、日本サッカー協会としても検討している旨の発言があった。 人工芝の各メーカーでも対策を講じ、環境に優しい製品の開発が行われているところである。</p>	<p>【質問7】具体的に天然芝にかかる年間の維持管理費はいくらか。 【質問8】人工芝のランニングコストはかからないが、イニシャルコストは1億円以上かかる上、使用状況によっては張り替えも発生する。人工芝にかかる初期投資の見込みはいかがか。 【質問9】資料にあるXリーグとは何か。 【質問10】令和2年度から手法及び基本方針を検討しているとのことだが、いつまでに、どのように決定する予定なのか。 【質問11】その議決後に決定ということでは。 【質問12】ここにきて、サッカー協会から陳情が出てきたことに疑問を感じる。サッカー協会との議論の経緯やサッカー協会の意見を伺う。 【資料要求1】人工芝と天然芝の経費の比較がわかりづらいので、経費の内訳の資料を求める。 【質問13】25年間張り替えていない天然芝の張替期間を15年とした理由を伺う。 【質問14】利用可能日数のうち、何日ぐらいサッカーをやっているか。 【質問15】天然芝を、全て多目的広場に移すのか。</p>	<p>【答弁7-1】サッカー場の年間管理費の実績は2千万円である。人工芝に変えた場合、年間管理費は100万円強の試算である。メンテナンス費用・利用率の面でも人工芝に優位性がある。 【答弁7-2】補足であるが、天然芝維持については年間管理費の他に水道代・人件費も別途かかっている。 【答弁8】人工芝の導入には1億8千万円見込んでいます。耐用年数は試算10年であるが、使用頻度によって変わる。市原市の事例では人工芝を17年使って今年度張り替えると伺っている。人工芝の更新費用は1億1千400万円かかる。 【答弁9】アメリカンフットボールの社会人リーグである。習志野市にはオービックシーガルズという社会人アメリカンフットボールチームがあり、秋津サッカー場をホームグラウンドとして活動している。 【答弁10】今年度「秋津野球場・秋津サッカー場等の再整備基本方針」を検討してきた。スポーツ推進審議会に諮り、また、3月30日の教育委員会会議にて基本方針を議題に諮り、議決をいただく予定である。 【答弁11】その通りである。 【答弁12】令和元年7月にサッカー協会と話し合いを始めた。大規模改修の時期を迎えていた秋津野球場・サッカー場の改修を民間の力を使って効果的に実施する検討を進めるために、8月、9月頃にサッカー協会会長へ市の考え方について伝えたところ、「時代の流れとしては仕方がない」という返答をいただいた。その後、会長・事務局長に何度かお会いする機会があり、その都度改修の話やサッカー場の将来像について話をしてきた。令和2年度にコンサルタント会社が調査を進める中でサッカー協会へヒアリングした際も、「JFA公認の人工芝が必須」という回答をいただいた。サッカー協会に対しては、初期の段階から天然芝維持にかかる費用や利用率を説明し、改修に対して少しでも納得感を持ってもらえるよう努めてきた。風向きが変わったのは令和3年8月、サッカー協会の理事会において協会として天然芝を要望するということでもまとまったと連絡があった。8月末に協議の場を持ったが折り合いがつかず、その後9月に県のサッカー協会も交えて協議し「市の考えとして人工芝の結論は変わらない」と伝えた。その後予定通り方針の策定準備を進めていたところ、年末に陳情を提出する旨の話があり、今に至る。 【資料要求1】天然芝は15年、人工芝は10年で張り替えると想定し、30年のコスト比較をした資料を提出する。(提出済) 【答弁13】天然芝も一般的には15年程度で張り替えを行う。習志野市でも平成8年度に張り替えている。その次は平成23年度であるが、東日本大震災の影響で資金を捻出できなかった。適切に管理するのであれば15年程度で張り替えが必要であるが、本市は行っていない。その結果、25年間張り替えていないのであり、今後も問題はないという保証はできない。今回は一般的な試算として15年とした。 【答弁14】アメリカンフットボールで2日、スポーツ振興協会で2、3日。サッカー協会は、優先利用で大会を開催している。一般利用は非常に少なく、一般のチームが使いたいといった希望には、応えられていない。 【答弁15】現方針では、多目的広場しか具体例を挙げていないが、今後、しっかりと考えていかなければならない。</p>	

令和4年習志野市議会第1回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
					<p>[質問16] Xリーグの試合回数が増えると、併せて苦情が増えるのではないかと。</p> <p>[資料要求2] 関係者へヒアリングを実施し、アンケートを出してもらったということだが、資料として出せるのか。サッカー協会から人工芝で要望が出されたということだが、資料として出せるのか。年間で150日使える中で、かなりの部分がサッカーで使われ、他団体がなかなか使えないとのことだが、どういう形で毎年使われているのか、経年変化で示せるような資料があるのか。資料で見ないと客観的に評価できない。オービックシーガルズがホームグラウンドとしているが、もっと使いたいという要望があるとのことだが、資料として頂きたい。</p> <p>[質問17] スポーツ推進審議会や社会教育委員会議の委員たちの中に、サッカー関係者は入っていないのか。</p> <p>[質問18] 最近、サッカー協会の方とは、いつ話し合いの場を持ったか。</p> <p>[要望1] 多数決で決めると、しこりが残ってしまう。教育委員会会議が3月30日にあるので、それまでの間に、市当局と習志野市サッカー協会とで十分話し合っ、歩み寄って解決をしていただきたい。</p> <p>[質問19] サッカーのための養生をなくして、市民の皆さんに使っていただけるスケジュールをつくることはできないのか。</p> <p>[質問20] 二十何年もたった天然芝でも移設できる質を保っているか。</p> <p>[質問21] 天然芝の見た目は良好なものであったとしても、やはり15年に一度は土も変えたほうがいいのか。</p> <p>[質問22] 秋津サッカー場の年間使用計画はどのように決めているか。</p> <p>[質問23] 背景にはオービックシーガルズがあって、市も協力したいという流れと想像している。市としてはどういう業者が手を挙げてくると想像をしているか。</p>	<p>[答弁16] 人工芝化で一般の市民利用が伸びるということを想定しており、鳴り物があるイベントが毎週入るということは想定していない。人が入るようなスポーツがもう少し増えたらいい。イベントをやるときには、住環境を確保するという点も踏まえて検討する。 [資料要求2] 後日提出の可否を含めて、文書にて回答する。(提出済)</p> <p>[答弁17] サッカーをやっている方は入っていない。</p> <p>[答弁18] 令和4年3月2日に話し合いを行った。</p> <p>[答弁19] 今のままで稼働を増やせないかというのは、管理委託しているスポーツ振興協会と話をしてきた。その結果、一時的に増やせたとしても、1年間を通じて今の倍とかは責任も取れないという回答である。</p> <p>[回答20] 現在は維持管理しているので、良好な状態を保っている。</p> <p>[回答21] そのとおりである。</p> <p>[回答22] 毎年10月頃から翌年度の利用予約をスタートする。まず市の行事、または教育委員会の行事を先に予約する。次に、スポーツ振興協会の自主事業を予約する。その後、市スポーツ協会の順番である。サッカー協会もここで予約する。</p> <p>[回答23-1] 再整備の検討に当たって、特定団体を中心に検討したことはない。特定団体のために人工芝にするということもない。さらに、具体的な事業者の想定というものもない。</p> <p>[回答23-2] 実際あった話で、令和元年10月にある社会人チームが全国大会に行くといったときに練習場が確保できなく大変困った。秋津サッカー場は養生期間で使えなかった。毎年10月の1カ月間使えない。秋のスポーツに一番のシーズンに使えない。サッカーも含めて全てのスポーツをやる場が確保できないのが現状である。</p>	

令和4年習志野市議会第1回定例会 請願・陳情 答弁主旨調査票

区分	部名	課名	請願・陳情内容	参考意見	質問要旨	答弁要旨	結果
					<p>【質問24】 今まで利用していた団体がこれまでどおり利用できるか。</p> <p>【質問25】 茜浜近隣公園のサッカー場の人工芝化はいかがか。</p> <p>【要望2】 茜浜近隣公園サッカー場も人工芝化の一つの候補としてほしい。これまでの議論を見て財政面を第一に考えられている気がする。市民のスポーツ、文化振興という観点からも議論も進めてほしい。</p> <p>【質問26】 1年間の費用ではそう変わらない。次の教育委員会会議でも年間費用のこともきちんと説明したほうがいい。</p> <p>【動議】本陳情の内容の是非を判断する当たり、データと資料の材料が不足している。今現在要求している資料がある。結論を出すには時期尚早であるため、継続審査をすることの動議として提案する。(賛成多数)</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>【回答24】 今使っている人が使えなくなることは全く想定していない。さらに増える部分をどういうふうにより市民利用と、民間サービスで使っていくかというような視点しか持ち合わせていない。</p> <p>【回答25】 茜浜近隣公園は公園予定地であり、公園として整備する場所である。現在は公園を作るまでの暫定利用として、無料施設という形で使わせていただいている状況である。</p> <p>【回答26】 御意見として受け止める。</p> <p>【定例会総括審議】 答弁なし</p>	<p>【定例会】 継続審査</p>

報告事項(2)

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について、別紙のとおり報告する。

令和4年4月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

新型コロナウイルス感染症への対応に係る学校運営について

1. 4月当初の運営

入学式	<p>【児童・生徒】</p> <p>①原則マスクを着用(入退場時のみ外す学校有)</p> <p>②式に参加する在校生の規模を縮小(教室でオンライン参観等)</p> <p>【保護者】</p> <p>①保護者の参加は最大2名までに制限</p> <p>②記念写真撮影による密を避けるため入学式の看板を2か所に設置</p> <p>【会場】</p> <p>①出入口や上部の窓を開放した常時換気</p> <p>②新入生、保護者の座席は前後左右、十分な距離の保持</p>
教職員人事	<p>・学級担任の未配置なし</p>
新型コロナウイルスに係る学級全体の自宅待機の基準	<p>以下の場合において学級全体の自宅待機とする。</p> <p>① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</p> <p>② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</p> <p>③ その他、学校長と教育委員会との協議により必要と判断した場合</p> <p>※ただし、①②の場合においても、関係者から聞き取りを行い、感染経路や感染リスクの高い者の有無を確認する中で、学校内で感染が広がる可能性がないと判断される場合においては、学級全体の自宅待機を行わず、感染リスクが高い者のみの自宅待機を要請することもある。</p> <p>○自宅待機の要請期間としては、概ね数日～5日程度(土日祝日を含む)を目安とするが、可能な限り短期間とし、感染が広がる可能性がないと判断された場合には、速やかに自宅待機を解除する。</p>

2. 新しい生活様式(令和4年4月20日版)

(参考引用資料:千葉県教育委員会「新型コロナの影響を踏まえた学校教育活動の制限緩和について(令和4年4月14日版)」)

1. 感染症対策を講じた上で、地域の感染レベルを1とした学習活動の実施

- ①マスクを一時的に外す場面における身体的距離の確保、共用物使用前後の手洗い等、基本的な感染症対策を講じた上で、できる限り通常の教育活動を実施
- ②登校前、部活動参加前に加えて前日の夜の健康観察

2. グループ活動や実技・実習、学校行事の積極的な実施

- ①グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は、マスクを着用した上で積極的に実施
- ②学校行事においては、地域や学校の感染状況を踏まえた上で、できる限り多様な活動、多様な種目を実施。保護者等への公開(オンラインも含む)・参観についても積極的に実施

3. 部活動の通常実施と対面による給食の段階的实施

- ①感染症対策を講じた上で各学校の活動方針に則った部活動を再開
- ②給食については、引き続き黙食を徹底した上で、机の間隔をとった対面による座席配置を段階的に実施

3 運動会・体育祭(令和4年4月20日現在)

〈小学校〉

1	実施日	5月21日(土)～6月5日(日) までの間で実施
2	実施時間	午前中に実施
3	保護者の参観制限	1家庭2名まで ※グラウンドの大きさ、児童数によって対応が異なる
4	感染症対策	<p>【児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①競技中以外は、マスク着用 ②一斉開催はしない(2部制/3部制) ③競技をTeamsで配信し参観 ④声による応援なし、ソーシャルディスタンス ⑤児童のダンスの演技はフェイスシールド、マウスシールドを着用 <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①受付で検温カード提出、名前の確認、消毒の徹底 ②保護者は、低、中、高の入れ替え制 ③保護者の密を避けるため、優先席を設け、レース時だけ当該学年の保護者が観戦 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の方や来賓なし ②種目数の削減、精選 ③暑さ指数28以上の場合、児童はTeamsで教室から応援

〈中学校〉

1	実施日	5月11日(水)～5月29日(日) までの間で実施 ※四中は全校で行う場合(11日)学年ごと(14日)
2	実施時間	午前・午後の1日
3	昼食の有無	有
4	保護者の参観制限	1家庭2名まで
5	感染症対策	<p>【生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①全校生徒一斉 ②団体種目は生徒同士の距離を空ける(接触する種目は避ける) ③団結を示す種目は継続(棒通し、大縄) ④競技中以外は、マスク着用 ⑤応援団の活動制限。応援席は間隔をあける ⑥声による応援なし ⑦昼食の取り方について黙食の徹底 ⑧消毒液をトイレ、座席周辺に配置 <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①レジャーシートを敷いての観戦なし ②受付で検温カード提出、名前の確認、消毒の徹底 ③保護者の密を避けるため、当該学年のレースの時に参観場所で見ると見 ④保護者の受付を拡大 ⑤入場は正門一ヶ所に限定 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①終了時に利用したものを除菌する ②種目数の削減、精選 ③熱中症の対策(給水、濡れタオル、帽子)

報告事項(5)

匿名メール相談WEBアプリの運用について

匿名メール相談WEBアプリの運用について、別紙のとおり報告する。

令和4年4月27日報告

習志野市教育委員会
教育長 小 熊 隆

匿名メール相談 WEBアプリの 運用について

令和4年4月27日

匿名メール相談WEBアプリ
STANDBYとは？

STANDBYは匿名で相談できるWEB上のアプリ

匿名メール相談WEBアプリ
児童生徒が匿名でいじめメール担当者に報告・相談ができる

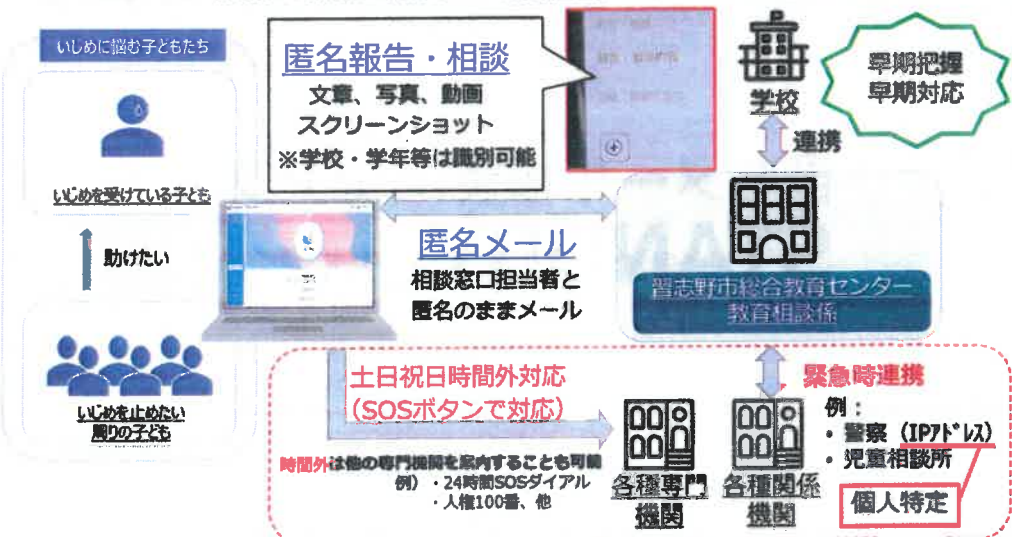
- ※タブレット端末といじめメール相談係とのやりとりの双方向性が実現
- ※簡単な操作でタブレット端末からWEBアプリの利用が可能
(アドレス不要)



一人一台タブレット端末といじめメール相談係のPCを結ぶ
 ※匿名だが相談した子供の学校と学年がわかる
 ※個人の特定を求める機能にはなっていない

報告・相談の一般的な流れ（緊急時対応含）

いじめを受けている子供のみならず、いじめを止めたい周りの子供（傍観者）も報告・相談することが可能。相談の受入先は総合教育センターの教育相談係（いじめメール相談担当）に設定する。



学校で行うこと

脱いじめ傍観者教育の実施

脱いじめ傍観者教育とは

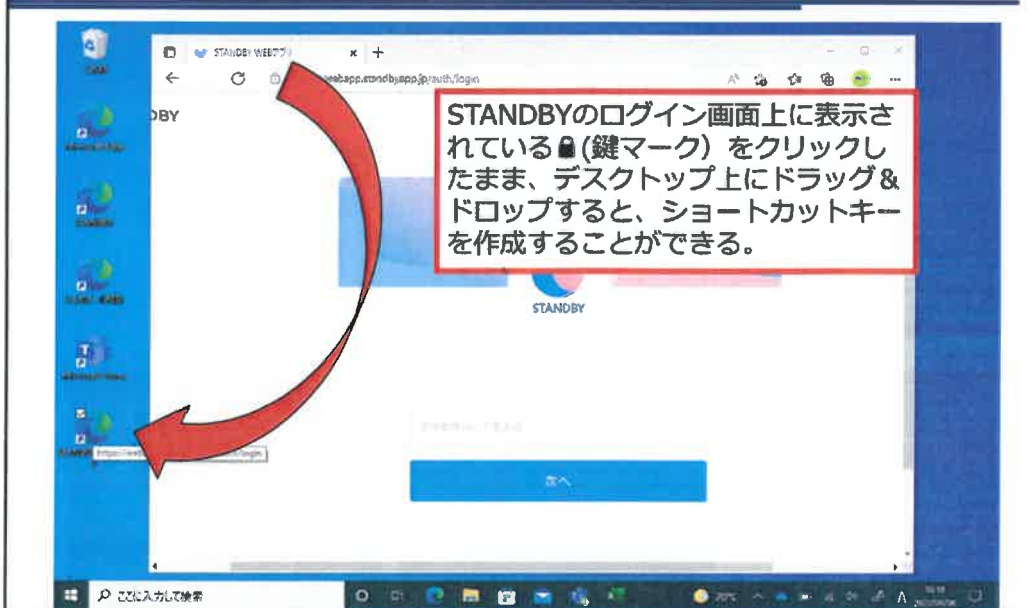
いじめを目撃した自分自身が
傍観者にならないために何ができるのか
どのようにSTANDBYを活用するのか
業者が外部講師として授業を行います。



脱いじめ傍観者教育で行うこと

1. いじめ傍観者について考える
2. STANDBYの設定

授業の中でSTANDBYのショートカットキーを作成します

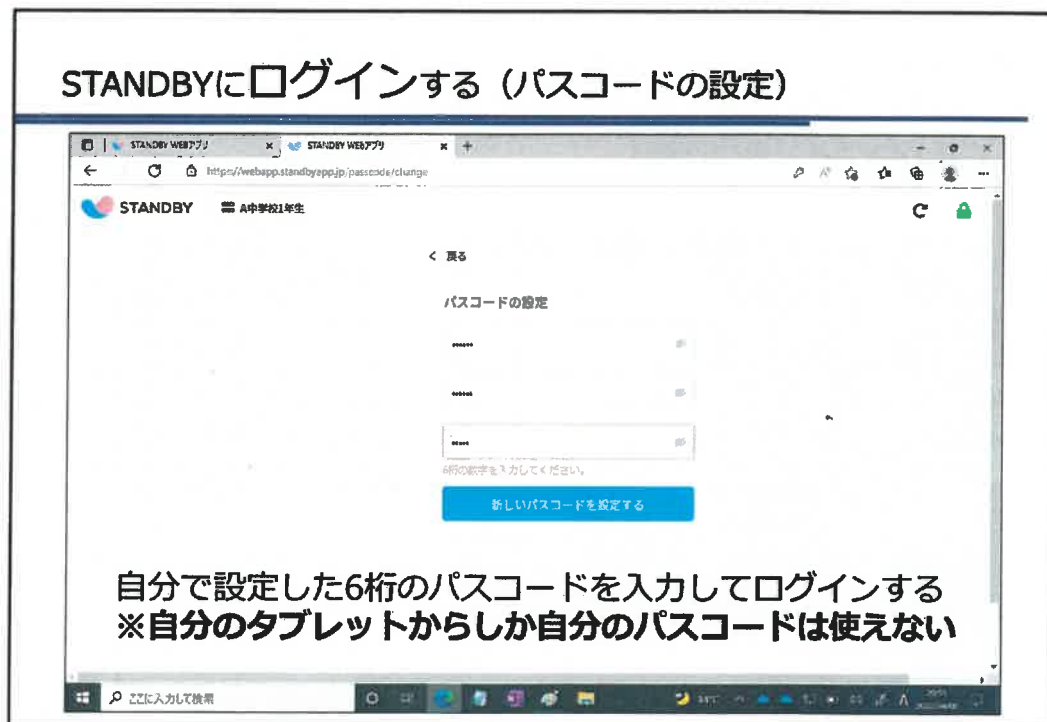


STANDBYにログインする（アクセスコードの入力）



The screenshot shows the STANDBY login interface. At the top, there is a header with the STANDBY logo and a colorful abstract background. Below the header, the text reads "学校ごとのアクセスコードを入力してログインする". A red rectangular box highlights the input field labeled "アクセスコードを入力". Below the input field is a blue button labeled "次へ". In the bottom left corner, there is a small link labeled "auth/login".

STANDBYにログインする（パスワードの設定）



The screenshot shows the STANDBY password setting page. The browser address bar shows the URL "https://webapp.standbyapp.jp/passcode/change". The page title is "STANDBY" and the user is identified as "A中学校1年生". The page content includes a back arrow, the title "パスワードの設定", and three masked input fields for password entry. Below the input fields, there is a note: "6桁の数字を入力してください。" and a blue button labeled "新しいパスワードを設定する".

自分で設定した6桁のパスワードを入力してログインする
※自分のタブレットからしか自分のパスワードは使えない

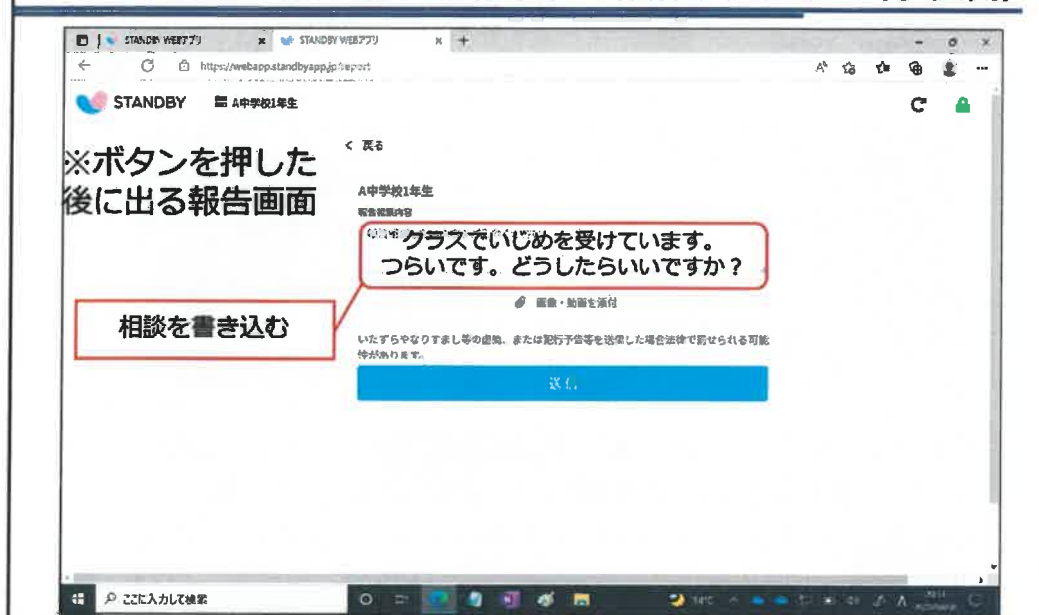
匿名メール相談WEBアプリ **STANDBY**の使い方

匿名で相談・報告をする報告・相談ボタン（子供側）

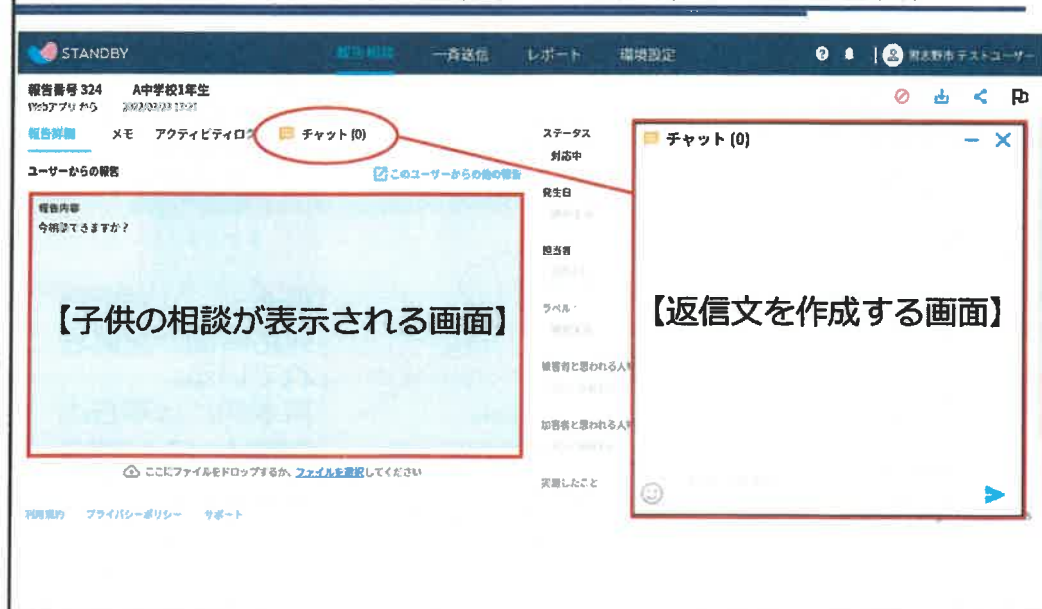
【子供のログイン後の画面】



匿名で相談・報告をする報告・相談ボタン（子供側）



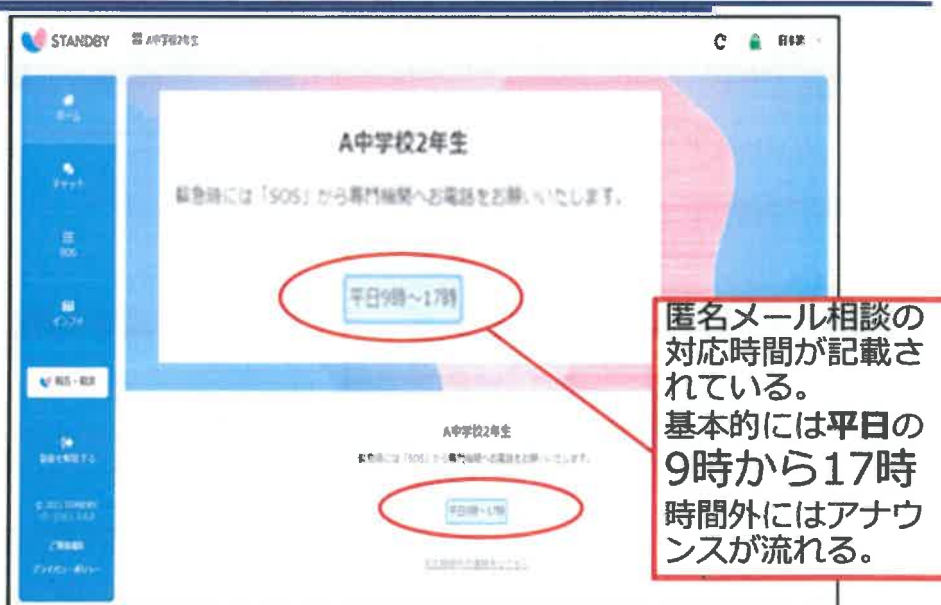
匿名で相談・報告を返信する画面（管理者側）



緊急でSOSを出したいときに押すボタン



メール相談に対応している時間について



いじめの早期発見・早期対応は学校と連携して行う

いじめを受けている子供のみならず、いじめを止めたい周りの子供（傍観者）も報告・相談することが可能。相談の受入先は総合教育センターの教育相談係（いじめメール相談担当）に設定する。

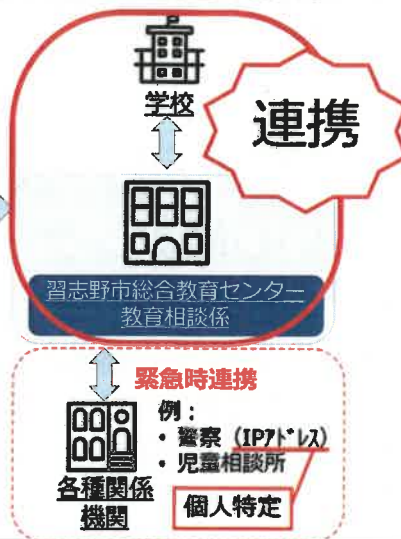


学校・学年等は識別が可能

匿名メール

相談は一人に一台配付されたタブレット端末から行うことができる。

※アプリを入れた携帯からメール可能



連動アプリ
シャボテンログについて

連動アプリ「シャボテンログ」について

匿名メール相談WEBアプリと連動した 「シャボテンログ」

習志野市ではシャボテンログに搭載されている
アンケート機能と使用し
いじめアンケート（無記名）を実施する。

アンケートに回答すると、**集計されたデータ**が
学校に届くので、**教職員の集計作業が削減され**
働き方改革につながる。

連動アプリ「シャボテンログ」について

アンケートは回答を選択するだけの簡単な仕様になっている。

いじめ被害

中傷や噂の被害を受けたこと

身体や服装への被害

差別、偏見、差別意識による被害

報告事項(6)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、別紙のとおり報告する。

令和4年4月27日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

1. 放課後子供教室の運営状況について

(1) 令和3年度までの開設校 3校

大久保東小学校（令和2年度開設）、東習志野小学校・秋津小学校（令和3年度開設）

(2) 利用状況（令和4年3月末時点） (人)

学校名	児童数	登録人数	1日の平均参加人数（4月～3月累計）
大久保東	432	258	27
東習志野	864	396	41
秋津	234	151	29

(3) 満足度調査の結果 【調査期間】令和3年10月7日～令和3年11月1日

3校児童数	回答数	回収率
1,529	873	57.1%

【主な調査内容】 ※数値は3校の平均値

◇お子様安心して過ごせる場所ですか。

5段階評価（思う、まあまあ思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない）のうち「思う、まあまあ思う」の回答が98%

◇放課後子供教室の運営はいかがですか。

5段階評価（とても満足している、満足している、どちらともいえない、あまり満足していない、満足していない）のうち「とても満足している、満足している」の回答が92%

◇放課後子供教室に参加して良かったと思うことはなんですか。（上位3項目）

- ・他のクラスや別の学年の友達と遊ぶことが増えた
- ・テレビを見る時間やゲームをやる時間が減った
- ・友達が増えた

〈活動の様子〉



（英語教室）



（ダンス教室）



（ハロウィンパーティー）

〈自由意見〉

- ・夏休みに両親共に仕事の日に利用させていただきました。
子どもだけで長時間の留守番になると、一日中ゲーム漬けになってしまいそうですが、弁当持参で遊びの場を提供していただき、安心して仕事に行く事ができ感謝しています。
- ・低学年でなくても、親にとっては子どもの留守番はいつでも心配です。全学年の児童を受け入れてくださるので大変ありがたかったです。安心して通院、仕事に行けました。大変感謝しております。
- ・子どもたちも、教室での出来事をいつも楽しそうに、話してくれています。引き続き、楽しいイベントを企画していただくと親も子どもも嬉しいです。
- ・学校帰りに安心して預けられ、楽しいイベントなどもあり、家ではできないこともできて、親子共々にとって、とてもありがたい場所となっています。
- ・放課後児童会にも所属しています。放課後子供教室ができてから、放課後児童会を利用していない友達とも遊べるようになり、子どもが大変満足しています。
- ・放課後子供教室に行けばパート先から私が帰宅してから、子どもが帰ってくるので、おかえり！と言えるのが親子共々嬉しいです。もちろん鍵を持たせなくていい安心感もあります。
- ・放課後子供教室を通して、普段以上に友達と深い仲になれたようで、夏休み中に多く利用させて頂いたおかげで、二学期になってから学校に行くのがすごく楽しみになりました。
- ・利用頻度は少ないですが、夏休みなどの学校が休みの際は本当に助かります。予約などせずに利用できる気軽さが気に入ってます。

2. 令和4年度 新規開設校について

習志野市教育振興基本計画及び習志野市子ども・子育て支援事業計画において、令和2年度から令和6年度までに11の小学校にて、放課後子供教室の実施を計画しています。

令和4年度は、新たに袖ヶ浦西小学校、袖ヶ浦東小学校、藤崎小学校に放課後子供教室を開いたしました。放課後児童会と一体型で、同一事業者に運營業務を委託しています。

(契約は、単年度契約とし、5年間継続を可能としています。)

※藤崎小学校は放課後児童会との更新時期とあわせるため、最長2年間を限度として契約を継続可能としています。

学校名	開設日	主な活動場所	委託事業者
袖ヶ浦西	令和4年 4月12日	北校舎1階 余裕教室	株式会社セリオ
袖ヶ浦東		旧館2階 多目的室	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
藤崎		1階 家庭科室	特定非営利活動法人ワーカーズコープ

◆今後の放課後子供教室の開設予定

年度	開設小学校
令和5年度	屋敷 実花 向山 香澄
令和6年度	鷺沼

※上記以外の小学校についても、環境が整い次第、開設を進めていきます。

議案第14号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を別記のように制定する。

令和4年4月27日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

これまで市長事務部局に準じて行ってきた職務専念義務の免除に係る事務を明確に規定するため改正するものである。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和46年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項第10号及び第11号の規定は、1週間当たりの勤務時間が習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年条例第10号)第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の4分の3に満たない職員には適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和46年教育委員会規則第7号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職務に専念する義務を免除する場合)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育長の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</p> <p>(2) 法第46条又は第49条の2第1項の規定により、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する審査請求を行う場合</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条及び同法附則第4条の規定に基づき、公務災害補償に関する審査請求を行う場合</p> <p>(4) 市行政の運営上その地位を兼ねることが必要と認められる団体の役員等の地位を兼ね、その地位に基づく事務を行う場合</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体等から委嘱され、講演又は講義を行う場合</p> <p>(6) 昇任試験又は選考を受けるため受験者として出頭する場合</p> <p>(7) 職員の勤務条件等に関し、人事委員会又は公平委員会に苦情の相談を行う場合</p> <p>(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中</p>	<p>(職務に専念する義務を免除する場合)</p> <p>第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、教育長の承認を得てその職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合</p> <p>(2) 法第46条又は第49条の2第1項の規定により、勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分に関する審査請求を行う場合</p> <p>(3) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条及び同法附則第4条の規定に基づき、公務災害補償に関する審査請求を行う場合</p> <p>(4) 市行政の運営上その地位を兼ねることが必要と認められる団体の役員等の地位を兼ね、その地位に基づく事務を行う場合</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体等から委嘱され、講演又は講義を行う場合</p> <p>(6) 昇任試験又は選考を受けるため受験者として出頭する場合</p> <p>(7) 職員の勤務条件等に関し、人事委員会又は公平委員会に苦情の相談を行う場合</p> <p>(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、中</p>

等教育学校の後期課程又は大学(短期大学を含む。)へ通学する場合

(9) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体が主催する体育に関する行事の運営に参画し、又は役員若しくは選手として出席する場合

(10) 教育長が指定する健康診断を受ける場合

(11) 療養休暇を取得し、又は休職していた職員について、医師の診断に基づき勤務の軽減措置が必要と認められる場合

(12) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認められた場合

新規

等教育学校の後期課程又は大学(短期大学を含む。)へ通学する場合

(9) 国若しくは地方公共団体又はこれに準ずる公共的団体が主催する体育に関する行事の運営に参画し、又は役員若しくは選手として出席する場合

(10) 教育長が指定する健康診断を受ける場合

(11) 療養休暇を取得し、又は休職していた職員について、医師の診断に基づき勤務の軽減措置が必要と認められる場合

(12) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認められた場合

2 前項第10号及び第11号の規定は、1週間当たりの勤務時間が習

志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成11年条例第10

号)第2条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間の4分の3に満

たない職員には適用しない。